

## ～ 特集 ～

### 第11回法整備支援連絡会

国際協力部教官

森 永 太 郎

#### 第1 開催状況

- 1 日 時 平成22年1月22日（金）午前11時～午後6時
- 2 場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室（本会場）及び  
法務総合研究所3階共用会議室（東京会場）
- 3 次 第 後掲資料の「プログラム」参照
- 4 出席者 109名（大阪本会場73名，東京会場36名，後掲資料の「第11回法整備支援連絡会参加者名簿」参照）

#### 第2 今回の内容

毎年恒例の法整備支援連絡会は，我が国の法制度整備支援活動に携わる組織や人々が，それぞれの活動の近況や，その時々の問題意識などを持ち寄って情報交換をする場として，既に10年以上にわたって続けられてきました。今回の連絡会も，大阪会場，東京会場にたくさんの方々にお集まりいただき御議論をいただき，連絡会の目的は十分に達せられたと思います。

前回の連絡会は，いわば10周年記念のような意味合いを持っていたこともあって，過去の我が国の法制度整備支援を振り返るといふやや総論的なテーマ設定となりましたが，今回はテーマを絞り，多くの法制度整備支援関係者の懸念となっていると思われる二つの問題を取り上げてみました。一つは，近時国際協力部においてもかなり危機感を持っている，人材不足をどうするかという問題です。もう一つは，既にかかなり以前から，いずれの法制度整備支援の現場においても，だれもが意識していながらなかなかうまくいかない，ドナー間協調の問題です。どちらも一筋縄ではいかない大きな問題で，同時に取り上げるのはやや欲張りであったかもしれませんが，いずれも喫緊の課題であると考え，あえてテーマとして設定することにし，それぞれの問題についてパネルディスカッション形式で，外国からのお客様も交えた様々な方々に御議論をいただきました。

また，このパネルディスカッションに先立って，ゲストとしてお迎えした韓国法制研究院の金基杓院長から，韓国による法整備支援の実情と今後の展望等について御講演をいただき，さらに，遠路カトマンズから来ていただいたネパール最高裁判所のカルヤン・シュ

レスタ判事から、基調講演として、外国人専門家に求められる資質と被支援国側から見たあるべきドナー間協調についてお話いただきました。韓国は、正にこれから法制度整備支援に積極的に取り組んでいこうとしているところであり、今後の見通しや、法制度整備支援活動において今後韓国が果たし得る役割についての金院長のお話は、今後日本と韓国が連携して開発途上国への支援を行う大きな可能性を示されたものとして、我が国の法制度整備支援関係者にとっても大変心強いものであったように思います。また、シュレスタ判事のお話は、深刻な紛争の後に、新たな法制度を再構築しようと懸命の努力を重ねているネパールが、いかなる支援を望んでいるかということを超え、先進国ドナーとしてどのようなことに配慮していかなければならないかといった点についても、非常に示唆に富み、かつ考えさせられるところの多い貴重なお話だったと思います。今回の法整備支援連絡会は、このようなお二方の御講演と、活発な討論が展開された二つのパネルディスカッションとが絡み合って、全体として面白い内容となっていると思いますので、是非お読みいただきたいと思います。

## 第11回法整備支援連絡会

平成22年1月22日（金）

午前11時～午後6時

### 開 会



【司会（宮崎）】 御来場の皆様，本日は御参加いただき，誠にありがとうございます。私は，本日の司会進行を務めさせていただきます。法務省法務総合研究所国際協力部教官の宮崎朋紀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は，この大阪会場と東京の法務総合研究所の会議室とをTV会議で結びまして，東京会場の皆様にも質疑応答やディスカッションに御参加いただくことになっています。東京会場は聞こえていますでしょうか。

（東京会場の応答確認）

【司会（宮崎）】 よろしくお願ひいたします。それでは，法務省法務総合研究所小貫芳信所長より，第11回法整備支援連絡会の開会の辞を述べさせていただきます。小貫所長，よろしくお願ひいたします。

### 開会の辞

法務総合研究所長 小貫芳信



【小貫】 おはようございます。法務総合研究所長の小貫でございます。本日はお忙しい中，東京，大阪の会場に多くの方にお集まりいただきましてありがとうございます。心から感謝申し上げます。

法務省では，これまでJICAとの共催によりまして，財団法人国際民商事法センター等の御後援を得て，法制度整備支援活動に関係する方々に広くお集まりいただき，法整備支援連絡会を開催してまいりました。今回で11回目を迎えることとなります。この連絡会の目的は，法制度整備支援に関する情報や意見の交換，そして，関係機関，関係者間の連携の促進であります。これまでのところ，皆様方の御協力によりまして，一定の成果を上げたものと考えております。

さて，法制度整備支援に関しましては，我が国がこれを開始して約15年が経過いたしました。この間，より良い支援を実施するための課題も少しずつ見えてまいりました。その一つは，実施に当たる人的体制についてであります。近年，支援対象国の増加や支援規模の拡大，

支援内容の多様化、高度化等に伴いまして、法制度整備支援活動に専門的に携わっていただける人材の不足が深刻な問題になっているところであります。この現状に対しまして、残念ながら我が国におきましては、いまだ法制度整備支援に携わろうといたします人材の掘り起こし、あるいはその育成の環境が十分に整っているというところまでは至っておりません。

また、もう一つの大きな問題は、ドナー間の協調の問題が挙げられるだろうと考えております。開発途上国の社会全体にかかわります法制度整備は、広範囲にわたりますし、なおかつ、長い時間を要するものであります。したがって、単一のドナーによる支援のみではその目的を達成することは到底困難であります。そのために、複数のドナーが活動しているケースが多く見られるわけですが、その際に起こりがちな各ドナー間の無用な支援の重複を避けまして、複数のドナーがあることによる相乗効果を上げるためには、適正な調整と協力が不可欠であることは言うまでもありません。しかしながら、支援の目的や手法、各ドナーの立場の相違や被支援国の対応の仕方等々によりまして、複数のドナーが活動する支援の現場におきましては、望ましいドナー間の協調が図られているとは必ずしも言い難い現状にあるように思われます。

これまで我が国の各機関が行ってまいりました取組を紹介し合いながら問題点を整理し、より良い解決策を検討していくことは、アジアにおけるリーディング・ドナーの役割を果たしつつある我が国諸機関に課せられた重要な課題であると考えております。

以上、述べてきました法制度整備支援の現状に基づきまして、本連絡会においては、人材育成とドナー間協調の二つの問題を取り上げることといたしました。そして、これらの問題の検討には、我が国以外の支援国の御意見、更には被支援国側の考え方も会議に反映させていくことが有益であると考えます。

そこで、本日は、大韓民国から韓国法制研究院の金基杓院長をお迎えし、ネパール連邦民主共和国から最高裁判所判事のカルヤン・シュレスタ判事をお招きいたしました。

大韓民国は、比較的新しく法制度整備支援の活動に入っております。ネパール連邦民主共和国では、民主主義体制を確立するために努力を今重ねておられまして、シュレスタ判事は同国政府の刑事法改革タスク・フォースの座長を務めておられます。お二方には、外国人専門家に求められる資質や、ドナー間協調について御講演いただくことといたしました。そして、お二人の御講演を踏まえまして、二つの課題につきましてそれぞれパネル・ディスカッションを実施することといたします。会場の皆様にも議論に積極的に御参加いただきまして、本日の会議が活発で実りの多いものとなることを心から期待しております。

最後に、本連絡会を御後援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構アジア経済研究所、国際民商事法センターを始めとして、我が国際協力部の活動に御協力いただいている多くの方々に対しまして深く感謝申し上げるとともに、この連絡会が我が国関係者による法制度整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会（宮崎）】 小貫所長、ありがとうございました。続きまして、独立行政法人国際協力機構（JICA）公共政策部、中川寛章部長よりごあいさつをいただきます。中川部長、よろ

しくお願いいたします。

## 開会のあいさつ

独立行政法人国際協力機構（JICA）公共政策部長 中川寛章



【中川】 おはようございます。JICAの中川でございます。第11回法整備支援連絡会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

先ほど小貫所長も御指摘されたとおり、90年代半ばにベトナム法整備支援を開始して以来、我が国の法整備支援は着実に拡大して強化されております。また、相手国からも高い評価を受けるに至っております。昨年の海外経済協力会議においても、法整備支援の意義、政府としての方向性が明確に打ち出されております。私は、この新政権においてもこれが継続されることを切に望むものであります。

本日これから、先ほど御紹介があったとおり、ネパールのシュレスタ最高裁判事の御講演をいただきますが、私どもでは、今年度から新たに、ネパールの民法改正支援を開始いたしました。御承知のとおり、ネパールは民主化に向けた新たな国づくりに取り組んでいらっしゃる最中であり、その民主化の要である、ネパールの法整備に協力できることは、私どもにとっても大きな喜びでございます。ネパール政府の関係者の皆様の改革に対する強い意志に敬意を表するとともに、JICAとしても、法整備を通じてネパールの民主化、国づくりに、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

一方、このような対象国、それから対象領域の拡大に伴って、我が国において法整備支援を担う人材をいかに確保して育成していくのかというのが今後の課題でございます。そのために、まずは、法曹関係者のみならず、我が国の各層、できるだけ多くの方に法整備支援の意義、実情といったものを知っていただいて、その拡大をしていくことが重要だと思っております。同時に、先ほども御指摘がありましたとおり、我が国が果たしている役割を国際的にも発信して、理解と支持を得ていくことが重要と考えております。このような観点から、前回の連絡会以降のJICAの動きをこの場をお借りして紹介させていただきます。

まず、JICAでは昨年9月に「法の支配の実現を目指して」という調査報告書を作成いたしました。これは、JICAとしての法整備支援の考え方、特徴、成果、そういったものを取りまとめたものでございます。この作成に当たっては、松尾先生、矢吹先生を始め、多くの方々の御協力を得ました。今後、この報告書の英文での発信を始め、様々な場でこれを活用していきたいと考えております。その一つとして、昨年4月には、国連の法の支配ユニットが開催した法の支配、支援のためのドナー会合に私どもの佐藤専門員が出席し、国連の場でも意見交換を行っております。

また、8月から10月にかけて、JICAとしては初めてでございますが、司法修習生のインターンを2週間受け入れました。このインターン3名の方々には、JICAでの法整備の実務を通じてプロジェクトを体感いただいたものと考えております。また、8月には、法整備に関す

るJICAでの能力強化研修を実施いたしました。この研修は、将来、法整備専門家としてJICA事業に御参加いただくことを念頭に置いたものでございます。参加者は14名でございましたが、この中から現在複数名の専門家予定者が生まれてきております。

また、法総研、民商事法センター等と共催させていただいた今年のシンポジウムでは、学生グループを始め、多くの方々の参加がございました。出席者の方々には、法整備支援の実情を理解いただいて、若い世代の動機付けを行う上で大きな意味があったものと思っております。私も、このシンポジウムでの学生の方々の発表は大変興味深く聞かせていただきましたし、私自身の勉強になったところも多々ございました。

このような取組は、もちろんJICAだけでできるものではなくて、法務省、日弁連、最高裁、大学の先生方を始め、実に多くの方々の御協力を得ております。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。JICAといたしましても、今後ともいろいろスキームがございますので、そういうスキームを活用しながら、様々な場を利用しながら法整備支援にかかる人材育成、すそ野拡大に努めてまいりたいと思います。この場にお集まりの関係者の皆様方には一層の御支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、本連絡会の成功を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会（宮崎）】 中川部長、ありがとうございました。次に、講演に入ります前に、本連絡会の進行に関する事項について御案内いたします。本連絡会の内容は、当部のICDニュース及びホームページ等に掲載する予定です。そのため、録音をしておりますので、お話の際には必ず卓上のマイクを御使用ください。録音の関係上、講師の皆様にも着席のままで御講義をお願いいたします。また、従前、本連絡会では、質問の際にあらかじめ質問票をお書きいただいていたのですが、今回は質問票は用いず、その場で挙手をいただきまして、指名させていただく形といたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、これより、「韓国による開発途上国への法整備支援活動」と題しまして、韓国法制研究院長・金基杓様より特別講演をいただきたいと思っております。金基杓様は、日本でいえば内閣法制局に当たります法制処に長く勤められ、2007年からは法制処の次長を務められました。その後、韓国法制研究院長に就任されて現在に至っています。法制研究院は、法制度の専門的研究を行って政府の立法政策立案を助ける機関ですが、最近、開発途上国の法整備支援を重要な業務の一つと位置付け、本格的に取り組み始めたと同っております。本日は、「法整備支援の担い手とその活動の概要」、「韓国が考えるドナー間協調」について御講演をいただきます。金基杓様、よろしく願いいたします。

## 特別講演 (1)

### 韓国法制研究院長 金 基杓



【金】 皆様こんにちは。韓国法制研究院の金基杓と申します。日本の法整備支援連絡会で韓国の現況についてお話しできるよう、私を御招待いただきましたことを感謝申し上げます。本日、私の発表を通して、韓国と日本、そしてネパールなど、アジア各国の間における法整備支援において、互いの理解を深め、協力していくことができるいい機会になるように祈っております。それでは、開発途上国に対する韓国の法整備支援活動について御紹介いたします。御紹介する順序は、まず序論。そして、韓国のODAと法制交流支援について。現在の現況。韓国法制研究院の法制交流支援事業の内容と役割。最後に、ドナー間の法制交流協力方法の模索です。

まず、序論です。韓国の法整備支援の機能ですが、韓国の発展についての経験、そして民主化を遂げた経験を基に、韓国の途上国・体制転換国との交流支援を通し、韓国の国際的な責任を担っていくこと、また、国家の地位を高めていくことにあります。支援の役割について申し上げます。短期間に経済的な発展と民主化を遂げた経験を土台に、開発途上国、そして経済移行国との交流支援をしていくということです。支援の機能については先ほど申し上げました。立法に関しての実務的な支援、そしてまた国際社会における法治主義の発展に寄与していくことです。これらを通しまして、韓国の法制のグローバル化、そして、将来南北朝鮮における統一法制度のシステムを構築していく場合への間接的な経験として活用していきたいと考えています。

次に、韓国のODAと法制交流の支援についてです。韓国は、2009年11月25日に、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会に加盟しました。韓国は、これまで国際社会から支援を受ける側にありました。それが支援をする側になった、これまで唯一の国です。2010年を韓国は「ODA先進化元年」と宣言し、国際開発協力基本法を国内において整備するため、現在、国会本会議で審議中です。また、ODA関連の法制交流支援事業の活性化を図っています。しかし、韓国のODAの規模は、日本の10分の1の程度にすぎません。特に、その中で国際法制支援は非常に微々たる部分であり、今後期待されていく部分でもあります。

次に、現況についてです。韓国における法制交流に直接・間接的に参与している機関があります。まず政府機関ですが、最高裁判所、憲法裁判所、中央公務員教育院、法務部、法制処、韓国国際協力団などです。そしてまた、政府出えん研究機関ですが、韓国法制研究院や情報通信政策研究院があります。また、民間では、アジア法研究所、韓国貿易協会、国際文化産業交流財団、国際開発協力学会などがあります。韓国法制研究院による関連法と制度への支援を除いては、残念ながら、相手に対する研修をしたり、委託教育をしたりというところに限定されています。日本のように、法整備に関する機関が集まって支援連絡会をつくるという形ができていません。そのため、互いの国内の各機関の間で役割分担ができていません。今後我々は、日本のやり方をベンチマーキングして、韓国においてそれぞれの専門機関

を組織していきたいと考えています。

次に、韓国の法制研究院の法制交流支援事業の内容です。まず、アジア法令情報ネットワーク事業です。Asia Legal Information Network(ALIN)は、アジア国家間の法制交流と協力を目的として、2003年度から、アジア法令情報ネットワーク事業、ALIN事業とありますが、これに着手し、2005年に正式に発足しました。そして、2008年から本格的な交流支援事業を推進しています。その内容としましては、アジア各国の法令情報を収集し、整理し、データベース化する。そして、主な法令に関しては、翻訳・分析し、政府や公共機関、企業、大学、一般の国民に提供しています。そうすることによって、アジアの法令情報の収集や研究における拠点としての機能を担い、アジア各国と韓国の法制度についての研究支援及び教育事業を行い、韓国の法制度及び法令の広報・拡散を図り、国家間の交流・協力を促進していくことが目的です。現在、このALINネットワークに、日本、中国、インド、タイ、ベトナムなど14の国から22の機関が参加しています。本日この場においてになるネパールは、残念ながらまだ加入していらっしゃいませんが、今後機会があれば御加入を歓迎いたします。

次に、2008年度の研究院の法制交流支援事業の内容について御説明します。まず、対象国の法制に関する専門的な研究と体系的な法制交流事業を実施しました。例えば、2008年の10月に、名古屋においてALIN総会及び学術会議を開催しました。国内外の法制情報について、相互の効率化を図り、また、アジア地域間の法制の格差解消のための協力方法を模索しました。また、韓国法の発展過程や現在の状況を紹介する教材を出版しました。そして、モンゴルとインドネシアの研究者を韓国の法制研究院に招へいしまして、両国の間で、抵当法、憲法、裁判所に関する法令を韓国のもものと比較研究しました。また、韓国とモンゴルについての実務研修をしました。モンゴルの実状に合った法令情報管理の方法について、今後の法制の発展方向を模索したり、モンゴルやカザフスタン等については、法令集の出版やデータベース化を支援したりしました。

次に、2009年度の実績です。2009年度には、「選択と集中」ということを原則としまして、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン、カザフスタンなどを優先支援対象国に選定しました。そして、外国人登記、政府組織、不動産登記、労災などの分野を優先的に選定し、そこにリソースを集中しました。国内の協力機関との連携によって、国内法制の協力事業の現況を把握していくことによって、政府の政策と関連したパッケージ型の交流支援方法を考えていきました。具体的には、韓国の不動産のデジタル登記制度ですとか、労災補償法、産業災害補償法に関する英文報告書の出版や配布、そして、法制交流支援に関する国際協力会議の活性化のために「アジア各国の法整備支援のための学術研究と人材育成」に関する国際会議を行いました。また、ベトナムのハノイにおいては、「Exchange between Legal Experts」というトピックで、ALIN総会及び学術会議を開催しました。そして、外国の法制専門家の研修プログラムとしては、韓国とウズベキスタンの間での法制情報システムの現況と協力方法についての研修会を韓国で行い、また、学術会議を開催しました。

次に、2010年、今年度の研究院の支援事業の目標について申し上げたいと思います。まず、これまでのネットワークの範囲を拡大し、国際機構との実質的な交流協力関係の基盤を構築



することを目標としています。また、気候変動への対応など全世界の協力が必要な分野に関しましては、アジアだけではなく先進国と移行経済国、また開発途上国の間での共同研究の推進を計画しています。気候変動ですとかCO<sub>2</sub>の問題などについて計画しています。また、研究者の相互交流や共同研究プログラムを通じての協力関係の構築を考えています。また、法制交流支援事業の方向性は、事業者中心のオーダーメイド型の法制情報を提供するシステムに転換しました。ALINネットワークの活用の仕方をもう少し考えまして、ALIN団体間の様々なネットワークの構築とか、そうしたことを考えています。また、需要者に必要となる情報を提供する、彼らが必要としている立法支援をすることにしています。

さらに、「総合的・体系的な法制交流支援事業の実施」という名の下に、アジアの法治主義の発展に寄与することを目的に事業を行います。ALINを基盤とする総合的・体系的な事業を実施し、対象国との共同研究を積極的に推進する予定です。そうすることにより、韓国法制研究院が法制交流支援事業の懸け橋の役割、中心的な役割を果たすことを期待しています。韓国内部では政府機関と民間機関のコーディネーターの役割を行い、対外的には韓国で唯一の国際的な法制交流支援を行う関連ネットワークを構築している。そういったことにかんがみまして、このようなことをしようと考えています。

そして、受動的、非積極的な法制交流から、能動的な法制交流支援に転換しました。その成果としまして、モンゴルなどに対する法制交流支援が活発化されています。今後はその対象範囲を拡大していこうと考えています。また、東アジア国家間の法制におけるコーディネーターの役割を担おうと考えています。東アジア経済共同体形成のための法制度的な基盤の構築にも寄与することになるでしょう。

最後に、ドナー間の法制交流協力法案についてお話をしたいと思います。法制交流支援事業は、お互いの法制に関する理解を基礎に始まります。韓国法制研究院は、2010年には私どもの研究院の中にグローバル法制研究センターを設立させました。そして、法制交流支援事業をより拡大して行う計画を立てています。法制交流支援事業につきまして、国際共同研究と法制情報の交換に関する体系的・実質的な役割が果たせるよう努めていこうと考えています。

そして、ODAを通じた協力を構築していく考えです。韓国のODAは、法制交流支援事業に関するドナー間の共同参加プログラムを開発しようと考えています。ODA関連機関との協力を通しまして、共同研修課程を開設し、今後法制交流支援を担う専門の人材の共同派遣を協議していこうと構想を練っています。

続きまして、関係機関とのネットワークを強化しようと考えています。法制交流支援関係機関とのネットワークを強化する必要があります。現在、先ほど申し上げたとおり、韓国においては、まだ国内においてそのようなネットワークがうまく形成されておらず、本日の連絡会のような集まりが設けられていません。今後、韓国法制研究院は、従来のALINの機能を強化し、アジア各国との実質的な協力体制が構築できるよう、その方案について対策を練っていこうと考えています。ALIN会員国家との共同研究、それに伴う国際交流、また、非会員機関との協力についても模索していこうと考えています。

法制交流支援を担う専門人材の育成について申し上げます。ドナー間の共同研修と地域の専門家間におけるプログラムを作っていく必要があると思っています。韓国の法制研究院では、韓国の法制に関する専門人材を育成することはできますが、今後は専門教育機関とともに連携しながら、このような専門人材を教育・研修していくことを考えています。また、対象国の言語と英語、韓国語などを比較検討して、法律辞典などを出版することも考えています。既に2009年度に、モデル的に、英語、モンゴル語、韓国語の3か国語の法律用語辞典を出版しました。今年はそれをもう少し拡大させ、数か国の言語を追加して出版しようと考えています。

最後に、このパワーポイントにはない内容なのですが、幾つかお話をさせていただきたいと思います。韓国と日本の間の法整備支援の協力について、私の考えを幾つか提案させていただきたいと思います。まず、先ほどの祝辞にもありましたが、日本は、既に十数年前から、法整備支援を積極的に、また体系的に行ってきました。ですが、韓国はこれから正に始めようという段階です。お互いの経験を分かち合い、共有するような場が必要ではないかと私は考えます。アジア各国の法整備支援において、今後、韓国と日本はお互い善意の競争関係になるかもしれません。特に、現在も数か国、ベトナム、ウズベキスタン、モンゴルなどを見ますと、日本は日本なりに、韓国は韓国なりに、また、ほかの国におきましても、それなりに国ごとに多くの支援を行っています。

支援を受ける国の立場からしてみますと、様々な国から支援をいただき、経験をし、その中から自分たちの制度、自分たちの国、自分たちの伝統に最もかなった法整備支援を選択できるメリットはあると思います。けれども、似通った内容を数か国で支援することになりますと、元々の法整備支援の目的といえる法治主義の向上、アジア各国の発展の部分においては障害要因になることもあるかもしれません。

日本は、法整備支援の歴史、経験、内容が韓国よりずっと豊富です。韓国が学ぶ点は非常に多いと思います。ですが、IT（インフォメーション・テクノロジー）関連の法令ですとか、自国の法令を英語に翻訳して提供する事業といった分野においては、韓国の経験が日本の参考になると考えています。このような韓国と日本の間の法整備事業における経験を、お互い分かち合い、情報を共有し合いながら、必要な場合にはお互い協議し、役割を分担することもできるのではないかと考えます。このようなことを通じて、韓国と日本、そして、それ以外のドナー国家間が共生する、win-winするような役割を私どもが果たし、ドナー国家はもちろんのこと支援を受ける国の立場から見ても、実質的に役立つようなことができるのではないかと考えます。そのような役割を担う実務協議体のようなものを、まずは日本と韓国が構成し、議論をしてはどうかと思います。

ただ、心配になるのは、韓国国内においてもそのような協議体はきちんと構築されていないことです。韓国と日本間のそのような実務者の協議体を構成するという事は、もしかすると時期尚早かもしれません。ですが、私ども韓国法制研究院が韓国国内においては最も活発に法整備支援事業を行っていますので、まずはテスト的に行ってみて、今後より発展させていけばいいのではないかと考えています。以上、私の発表を終わらせていただきます。

## 質疑応答

【司会（宮崎）】 金基杓様，ありがとうございます。それでは，質疑応答に入らせていただきます。御質問は，原則として大阪会場，東京会場を交互に受けさせていただきたいと思っております。御質問の冒頭では，御所属とお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。それではまず，大阪会場で御質問のある方は挙手していただけますでしょうか。

【矢吹】 金先生，貴重な御講演をどうもありがとうございました。私の質問は，法整備支援の一つの柱である法曹養成について，韓国はどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。金先生御所属の韓国法制研究院は，今お話を聞きますと，立法に関する支援が中心のように承りましたが，例えば法曹教育ですとか法律家の育成といった問題も一つの法整備支援の柱であると認識しています。この点について，今後韓国でどのような活動が行われ得るのか，もし御意見がありましたらお聞かせいただければ幸いです。

【金】 御質問ありがとうございます。法整備支援事業の中で，法曹の養成という部分ですが，韓国法制研究院では，五十数人の法学博士が現在活動していますし，また，政府の立法草案を作って支援する役割を果たしています。また，外国から研修に来られる方々のプログラムを作り，研修を実施していますが，我が研究院において韓国の法曹界の人々を支援の専門家としてトレーニングしていくことを担当するのは非常に難しいところがあります。それらは韓国の法務省において担当すべき部分であると考えているのですが，まだその部分について手を着けられないでいる状態であるということです。恐らく韓国法務省において関心は持っていると思えますし，また，断片的には行われています。韓国の法務省において，一部の検事を送り出して支援をする，幾つかの国において研修をする，幾つかの国から研修員を呼んで研修をする，そのようなことは行われていますが，体系的には行われていないということです。ですから，法務省と研究院の間，また，ほかの機関も合わせて連絡協議会ができれば，その中で建議していきたいと考えています。

【司会（宮崎）】 次に，東京会場に聞いてみたいと思っております。東京会場での御質問はいかがでしょうか。

【上柳】 弁護士の上柳といいます。大変幅広い活動をやっている印象を受けました。その中でも特に刺激を受けたのは，レジユメでいうと4番になるのでしょうか，東アジア経済共同体の形成に向けた取組ということがあります。これは，活動全体がこのような共同体に向けての動きに寄与することなのかと思ったのですが，更に具体的にそのような方向に向けての取組をされているのであれば，教えていただきたいと思います。それから，お話いただいた部分に，韓国の弁護士あるいは弁護士会がどの程度関与しているのか，情報がありましたら教えていただきたいと思います。

【金】 東アジア経済共同体の形成のための法制度の基盤構築に今後寄与していくつもりです，というお話をしましたが，それは，韓国の法制研究院が独自に行う事項ではありません。韓国，日本，そして中国，このような東アジアの国々が経済共同体を構成するための様々な努力を今もしていますが，その努力を支援するための事業の一つとして，3か国に共通の法令を私どもの研究院であらかじめ研究し，そのような資料を蓄積しておくという，そういっ

た意味で申し上げました。そのように受け止めてください。また、韓国の弁護士会では、特別に法整備支援事業と関連してアジア国家を対象に行っている活動というのではないと聞いています。

【司会（宮崎）】 それでは、大阪会場で御質問のある方は挙手していただけますでしょうか。

【横山】 法務総合研究所国際協力部教官の横山と申します。ドナー間協調について質問させていただきます。先ほどの御講演で、アジアを中心として協力し合っていこうというお話がありましたが、これまで、私が申し上げるまでもなく、国連開発計画（UNDP）やヨーロッパ各国、またアメリカといった国々が法整備支援をされてきたと思います。こういったアジアを含めてヨーロッパやアメリカや国連といった機関や国々とのドナー間協調ということについてのお考えをお聞きしたいと思います。それと併せまして、現在、ヨーロッパの国々の中では、オランダにあります国際刑事裁判所に加盟している国々のみODAを行おうという考えがあるということも伺っています。現在、国際刑事裁判所では、韓国のソン判事が所長を務められていると思いますが、そういったことも含めまして、ドナー間協調についてのお考えをもう少しお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【金】 ありがとうございます。ドナー間協力につきまして、今おっしゃったヨーロッパ、アメリカのような法整備支援事業、また、国際刑事裁判所との関係については、全世界的にドナー間の法整備支援事業についてどのように考えているかという質問だったと思います。私ども韓国法制研究院のレベルでは、全世界のドナー間との協力をどのように行っていくのかということにつきましては、率直に申し上げますとまだ考えに至っていません。先ほども申し上げたとおり、韓国における法整備支援事業はまだ始まったばかりの段階ですので、まずは非常に多くの経験を持っていらっしゃる日本の経験を私どもが学ばせていただき、また、お互い共有するという、そういったレベルから始めたいと思っています。今おっしゃったような事項は、もう少し発展したら数年後には考えることになるでしょう。ただ、今年は、私どもの研究院におきましては、世界的な気候変動ですとかCO<sub>2</sub>の排出の問題ですとか、こういった問題が世界的な 이슈になっていますし、また、京都議定書が2012年に終わってしまいますと、それに対する新しい対案が必要ですが、そういった次元から、アメリカやオーストラリア、ヨーロッパの法制を私どもの方が研究し、また、ほかのアジアの国々、中国などの国々との協力関係を通して、お互い情報を共有し、何かできることはないのかということにつきまして、私どもは関心を持ってやっっていこうと考えています。ありがとうございます。

【司会（宮崎）】 ありがとうございます。それでは、次に東京会場に聞いてみたいと思います。東京会場での御質問はいかがでしょうか。

【竹下】 法務省の特別顧問をしております竹下と申します。本日は、韓国の法整備支援につき、大変興味あるお話を聞かせていただきありがとうございました。本日のお話の中で、法整備支援の分野で、今後韓国と日本とが協力していこうではないかという大きな方向での御提案がなされたように承りました。私は、韓国と日本とは、法律制度の面でも、またその

基礎にある法についての考え方、その体系としての法律学の面でも、共通する部分が多いので、日韓両国が法整備支援の分野で協力関係を築いていくことは非常に有益なことだと考えております。そこで、問題は、具体的にどのような協力関係を築いていけるかでありますが、頂いた資料によりますと、韓国でも、現在、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタンなどを「選択と集中」という方針の下で、対象国を選択して、集中的に法整備支援をしておられるように拝見できます。これらの国に対しましては、日本も法整備支援を実施しておりますので、もし、韓国としてはどのような法整備支援事業を行っておられるのか、現地レベルで日本の法整備事業との間で、何らかの接点を見だし、お互いに協力をするような可能性があるか、あるいは実際に協力体制を築くような試みがあるのか、などということにつき、御存じでしたら伺いたいと思います。

【金】 ありがとうございます。今御質問いただきましたように、韓国と日本は法の体系、考え方も非常によく似ており、共通点も多いと思います。ですから、お互いに、ほかの国よりも協力体制をつくるのが簡単なのではないかと思います。「選択と集中の戦略」の中で、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン3か国に対して2009年度に行ったことについて申し上げましたが、私の考えでは、日本のように現地に専門家を派遣して行うところまでは韓国はいまだできないでいる状況です。ただ、ウズベキスタンの場合には、私たちが一度訪問し、また韓国にも来てもらい、韓国のおまくいっている部分、例えば法令情報をインターネットを通して見ていくことのできるシステムを、先日訪韓してくださったウズベキスタンの代表団の人たちは、法令のインターネットを使った検索システムのような部分についてベンチマークをしてくださいます、その部分でこれから協力していこうという話になりました。

また、モンゴルの場合には、今までシステマティックな支援はできていません。モンゴルの専門家を韓国に呼んで、韓国の民事法制度について紹介し、視察をするということを行いました。また、モンゴルの専門家を、判事一人ですが、韓国の研究院に招へいまして、現在、韓国とモンゴルの間で法律用語辞典の資料準備を共同でやり、共同研究をしていくということを準備しています。先ほど申し上げましたように、基金の規模、また予算の規模において、韓国は日本と比較することができないような状況です。今後、この分野がどんどん拡大されていくであろうと予想していますので、そのときにはより充実した支援ができるのではないかと考えています。

【司会（宮崎）】 よろしいでしょうか。それでは次の質問にいきたいと思います。大阪会場で御質問のある方は挙手していただけますでしょうか。

【杉山】 法務総合研究所国際協力部教官の杉山と申します。本日は貴重な御講演をありがとうございました。目指す方向というか、あるべき姿というのは日本も韓国も本当に似ているような印象を受けております。今話題に出ていました「選択と集中」のところなのですが、これから日本と韓国は、協力できることも、対象国が競合するということもあると思うのですが、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン、カザフスタンという国を優先支援対象国として選ばれた理由というのがありましたら教えていただければと思います。よろしくお願

ます。

【金】 私が聞いたところによりますと、まず、日本が法整備支援をその国々に対してたくさんしてきたと聞いています。その国々において、日本とは少し違った韓国の法制についてのようになっていくのか知りたがっていたようです。なぜかといいますと、日本は、長期間において伝統的な基盤を確固たるものにしながらかつて発展してきました。韓国の場合は、わずか30～40年ぐらいの間に急速に経済も発展し、民主化も行われたという経験を持っています。ですから、そのような国々において、韓国の経験ですとか事例についてベンチマーキングをしたいというような考えがあったのではないかと思います。それで、韓国側に要請が入り、ほかにも様々なところから要請がありましたが、その中から私どもが必要と思われる国々を数か国選びました。すべての国を選ぶことができませんので、要請いただいた国の中から数か国を選び、支援交流事業を行っています。

【司会（宮崎）】 次に、東京会場に聞いてみたいと思います。東京会場での御質問はいかがでしょうか。

【山下】 東京高等検察庁の山下と申します。私は以前、インドネシアの法整備支援に携わったことがあり、そこでは憲法裁判所のことが問題になっていました。これから話すことは質問というより提案です。韓国では憲法裁判所をつくって、実際に運用されて相当程度の年数が経っています。一方、日本では、最高裁判所でアメリカ法のまま違憲立法審査権を扱っています。タイにも憲法裁判所がありますが、インドネシアでは憲法裁判所の創設を憲法条文に明記したものの、実際にできるまでは最高裁判所がその機能を担うことになっていたと思います。そうすると、憲法の規定上は韓国・タイと同じでも、現在の実情は日本と同じということになります。インドネシア側でも憲法裁判所の運用、人材、将来起こり得る問題について多分関心があると思うので、ここにJICAの方もいるようですから、日本と韓国と、あるいはタイも含めてもいいですが、インドネシアと一緒に何かシンポジウムをやったら、受け継いだ国としての経験や視点から得られ、結構有効な支援になるのではないかと、国際交流になるのではないかと一語申し上げようと思った次第です。

【金】 大変素晴らしい御提案、ありがとうございます。先ほど申し上げましたが、インドネシア大学の博士課程の方が去年韓国の研究院にいらして共同研究をした分野というのが、今おっしゃったインドネシアの憲法裁判制度についての研究でした。そこで簡単な論文も発表しまして、出版もしました。そしてセミナーも行いました。非常に関心が持たれているようです。韓国におきましても、憲法裁判所は1988年にその制度が始まりましたが、それ以前は最高裁判所で憲法を扱っていました。また、その前に憲法委員会というものもありました。その当時は、憲法裁判制度というのはほとんど違憲判決が出ないという、全く有名無実の制度であったと言えます。しかし、1987年、憲法裁判所ができてから現在までの間には、非常に活発に活動しており、実際に韓国社会において大変大きな影響を与える判決を下しています。今は、憲法裁判所がやる部分が多すぎるのではないかと、という冗談が出るほどなのですが、最高裁判所と憲法裁判所の関係は若干問題もある状況であります。その部分については、私が申し上げるべきではないと思います。今お話がありました、インドネシアの憲法裁判所

について一緒にセミナー、シンポジウムをやってみてはどうかという御提案に関しては、大変素晴らしいものと受け止め、今後協議をしまして、できるだけ推進する方向に持っていきたい。韓国に帰りまして考えていきたいと思えます。

【司会（宮崎）】 時間がまいりましたので、以上で質疑応答を終了させていただきます。金基杓様、ありがとうございました。

続きまして、「ネパールの法整備・司法改革に必要な諸外国からの技術支援」と題して、ネパール最高裁判所判事カルヤン・シュレスタ様より特別講演をいただきたいと思えます。カルヤン・シュレスタ様は、2005年にネパール最高裁判所判事に就任され、現在に至ります。ネパールの法制度改革にも深くかかわっておられ、現在、政府の刑事法改革改善委員会の委員長、最高裁判所の第二次ネパール司法改革戦略計画実施チームのコーディネーターなどを務めておられます。本日は、外国人アドバイザーに求められる資質について、また、被支援国側から見たドナー間調整のあるべき姿について御講演をいただきます。カルヤン・シュレスタ様、よろしくお願ひいたします。

## 特別講演（2）

### ネパール最高裁判所判事 カルヤン・シュレスタ



【シュレスタ】 法務総合研究所所長の小貫様、JICA公共政策部長の中川様、ICCLC理事長の原田様、韓国法制研究院長の金基杓様、そして御列席の皆様方、ありがとうございます。この会議に参加できて大変うれしく思います。法務総合研究所国際協力部に心より深甚なる感謝の意を表したいと思えます。この素晴らしい東洋の国にお招きいただきまして、ありがとうございます。法整備支援にかかわる問題について私の考えを発表することを依頼され、大変、光栄に存じます。

最初に、私が日本について何年間も、そして何十年間も抱いてきた美しいイメージについてお話ししたいと思います。日本は、ハード面においても、ソフト面、経済面、様々な面においても東洋のリーダーです。日本は、西洋と東洋の価値観をうまく一体化させてきました。日本の法制度における多元主義の価値観はユニークです。日本の法制度は、日本独自の伝統という土壌の上に、フランス、ドイツ、そして過去60年においてはアメリカの法制度の豊かな伝統の影響を受けて構築されてきました。このような様々な国の法律と日本独自の法律の伝統をうまく混合されていることが、日本の美しい法制度の遺産であり、私たちはそこから多くを学ぶことができると考えております。

ネパール人として、日本の貢献を評価し感謝するもう一つの理由があります。日本は、開発パートナーとして、長期にわたり、ネパールを含め、多くの発展途上国を支援してこられました。例えば、インフラ、農業、漁業など、多くの経済社会的な側面でネパールは日本から多大な援助を受けてきました。法整備の分野においては、全く支援を受けてこなかったというわけではありませんが、それほど目に見える形では行われてきませんでした。例えば、

過去においては、ネパールの判事や役人が、アジ研など日本の関連機関で様々な研修を受けてきましたが、それは一旦中止され、最近になって法整備支援が再開された次第です。

近年における民法の起草支援や若い司法関係者に対する研修は、重要なイニシアティブと取れるでしょう。昨年は、ネパールの最高裁判所とJICAネパール事務所が共同で開催した刑事訴訟法の比較研究プログラムにおいて、国際協力部の森永教官を含む学者の方たちがネパールを訪問され、講義をされました。これがきっかけで、ネパールでは、日本の法制度などについての関心が高まりました。それまでは、日本の法律の専門家の方々から、日本の法制度、伝統などについて詳細に、ニュアンスも含めて細かいところまで講義していただく機会はありませんでした。このような裁判官、法律分野の専門家の交流が、将来更に拡大することを期待してやみません。

さらに、日本が海外の法律の伝統を直接輸入することを避けてきたということに非常に印象付けられました。日本は、海外の法制度をカスタマイズし、社会、文化的なニーズに適合させたのです。私にとって、これは素晴らしい学習経験であり、多くの国が日本から学べることだと思います。すなわち、国際的な基準に基づいて法整備をしつつ、同時に社会の基礎構造を守る日本土着の伝統を維持する。これは、国内を改革しようとする多くの国々にとって模範とできるユニークな例であり、日本は法整備支援に関する政策を発展させる上で重要な要素であると認識されていると思います。

ネパールは南アジアの小さな国であり、豊かなヒンズーの伝統の影響を受けて法制度を発展させてきました。ほかの法制度、特にコモン・ローの影響は、インドで教育を受けた若い法律の卒業生を通じて間接的に受けてきました。しかし、ネパールの民法、刑法は、外国からの影響よりも、ネパール独自の歴史、伝統による部分が大きく、これには良い面と悪い面があります。すなわち、ネパール自身の経験に基づいて法制度が発達したことは利点かもしれませんが、比較法、国際法の発展についていっていないという面は不利な点です。現在、ネパールは、貿易、商業、開発の分野において国際基準に基づいた革新的な多くの法律を必要としています。

ネパールの司法は、2007年に制定した暫定憲法に基づいて機能しており、憲法において、司法は国家の独立した三つ目の権力であると定められています。司法権は、憲法、法律及び裁判の原則に従って行使されています。最高裁判所は、国の最高位の裁判所であり、通常管轄権及び特別管轄権が与えられています。通常管轄権に関しては、最高裁は下級裁判所からの最終的な上訴を審理し、特別管轄権では、行政、立法の行為について司法審査を行います。

最高裁のもう一つの面白い特徴として、公益に関する申立てを審理する権利があります。公益上の問題に関係する国民は、憲法上の、かつ法律上の問題解決のために申立てを提起することができ、最高裁は紛争解決のため、又は権利の行使のため、必要な命令を発布できます。

三審制の裁判構造にある最高裁及び下級裁判所の判事は、全員憲法で定められている機関であり、裁判官の任命、懲戒を行う司法審議会の推薦により、最高裁長官が任命します。最高裁長官は、憲法審議会の推薦により大統領が任命します。



最高裁の下に、二審裁判所として16の控訴裁判所、そして一審裁判所として75の地方裁判所があり、その他にも労働、税金、汚職などの特別分野を管轄する特別裁判所があります。

過去60年間、ネパールでは、憲法上の問題解決を優先してきたため、法律の見直し、改正まで手が回りませんでした。紛争解決のための平和的なメカニズムが存在しないという事実に対し、ほとんど何も取組がなされてこなかったため、紛争は更に悪化しました。現在、和平のための交渉を開始し、新しい憲法の起草にも取り組んでおり、紛争を平和的に解決し、国全体の発展を先導するため、法制度の見直し、改革が何よりも求められています。

さて、このような和平プロセスにおいて、国民に正義を保障することが大きな懸案事項であるとすれば、不十分な法整備、物的資源、人材の不足がその大きな障害となっているということに関係者全員が認識することが重要です。主にこれが原因で、ネパールの司法は国民の期待に沿うことが難しく、紛争の影響を回避し、法の支配を定着させ、投資家を引き付ける環境を生み出すことができないでいます。憲法に新しい規範を反映させるという観点から、迅速な法制度改革が何よりも必要となりました。新憲法は、法制度に対しばく大な影響を与えるでしょう。憲法に反映されている新しい価値観と国民の願望を盛り込んだ法制度を構築することが緊急の課題です。

現在、国際開発機関は、紛争の当事者間の政治的対話を成功させることを重視しています。ほとんどすべてのドナーが、紛争解決、和平構築に従事しています。国際コミュニティーがネパールに対し、この種の分野に関心を抱くことが重要なのは理解できますが、一つの分野のみに注目することで、他の同様に重要な分野が後回しにされてしまいます。法制度も憲法と同調して整備していかなければ、政治的、社会的及び経済的発展プロセスは、国民に期待された恩恵を配当できないでしょう。政治的決議も、信頼できる有効な法の支配のメカニズムに支えられなければ、期待された結果を生み出すことができず、紛争が再燃する可能性も大いにあります。言うまでもなく、法の支配は、社会経済の変換、発展にとって重要な構成要素であり、法律分野の規範的、制度的事項が無視されれば、法の支配の確立、国民の信頼回復、産業の成長、外国投資のための環境整備は困難になるでしょう。

投資家は常に確実な法的環境を求めています。グローバル経済の中で、各国は、投資家を呼び込むためのより魅力的な環境を作り出そうと最善の努力をしています。ネパールも法制度改革を無視してはいられません。法制度改革は、外国投資家、ネパールの投資家、企業を呼び込み、外交的アプローチを展開し、更に他の国に投資するための前提条件です。外国企業が、ネパールのビジネス環境が不確実であるがために商品やサービスの取引をしないとすれば、それは、生産者にとっても潜在的市場を失うこととなります。したがって、法・司法制度改革は、ネパールのみ利益になるだけでなく、国際コミュニティーの利益にもなるのです。言い換えれば、発展途上国の法的環境の改善は先進国の利益にもなるということです。国際コミュニティーの最近の動向が、グローバルな法秩序を確立し、法の支配の世界的浸透を意味するのであるならば、いかなる国家も、時代遅れの法律、化石化した技術及び貧弱な人材という過去に取り残されてはならないのです。

ネパールの司法も、その法・司法制度改革の必要性を十分に認識しています。組織的な

改革を推進するため、最高裁は2004年に戦略的司法改革プランを策定しました。この計画は、国民から信頼されるに値する、独立した、有能で費用のかからない、スピーディーでアクセスしやすい司法制度の確立を目指しています。ここでは、法の支配、人権のコンセプトの具体化及びあらゆる人に対する正義の保障が司法の展望の中に取り込まれています。この計画では、現存する強み・弱みを検討し、改革の方法の可能性及び脅威を分析したのですが、その結果、10年間にもわたる紛争のために、国家のほとんどあらゆる機関が混乱の影響を受けてきたにもかかわらず、司法は国民の人権を保護し、正義を保障するために常に最善を尽くしてきたということが明らかになりました。

資金不足、インフラ整備の遅れ、人材不足及び法治文化の欠如が法制度の効率化を妨害していると考えられ、最初の計画では、問題特定及び適切な対処方法の設計を徹底的に行いましたが、紛争のために、多くの分野で期待していた成果は得られませんでした。

そこで、最初の戦略的プランの実施で生み出された有利な環境を利用し、それを更に推進するため、最高裁は、昨年7月に第二次五か年計画を発表しました。第二次計画では、ケースマネジメントの改革、迅速かつ効果的な判決執行、人材開発、インフラ整備、物的資源の管理、情報通信技術の制度化、法・司法改革に関する研究・リサーチ、司法制度へのアクセス推進及び国民の司法への信頼回復を優先的に取り組む分野としています。この計画では、トップダウンのアプローチではなく、各裁判所が目標と優先順位を定め、その行動計画を策定し、戦略的プランの枠組みの中でそれを実行することを要求しています。

伝統的な環境の中に浸たり、計画的な発展プロセスに触れることがなかった司法にとって、これは大変急速な転換です。司法自身が計画を立て、それを積極的に実施するというイニシアティブは、例えそれを完全に実施する能力がまだ備わっていないとしても、非常に良い兆候だと思います。

現在の司法の指導部は、この計画を成功させるために様々な困難が待ち構えていることをよく理解しています。主な障害は財源不足です。ネパールでも他のどの国においても、司法は官僚、ドナー機関から非生産的な国家機関であると考えられてきました。司法には、通常、国家予算の1%も割り当てられません。第一次計画では、当初予定されていた予算の67%ほどしか確保できませんでした。政府や国際機関が、司法が持続可能な発展の前提条件であるグッド・ガバナンスの保障にいかに関与できるかを理解し、司法改革に協力しなければ、司法改革計画の遂行は難しくなるでしょう。

司法が直面しているもう一つの大きな問題は人材開発です。司法を運営できる人材が確保できなければ、改革の目的を達成することは困難でしょう。この問題に対処するため、ネパールの司法は、法制自治機関として国家司法学院を2004年に設立しました。その活動は、人材能力開発、法律、司法部門の研究及び司法の利用者に対し法律に関する情報を普及させる法律情報センターとしての活動です。過去5年間にわたり、国家司法学院は、裁判官、司法機関の職員に対する研修、研究を実施し、ネパールの司法教育機関としての地位を確立しました。しかし、教員の養成、インフラ開発など数多くの問題に直面しており、国際的な支援を必要としています。

司法部門に対するドナーからの支援についてですが、他の多くの国々と同様、ネパールの司法も、ドナーの関心が得られないという同じ問題に直面しました。上記のとおり、司法部門は長い間非生産的であると考えられてきたからです。1990年代においても、世界銀行が司法の発展及び法の支配の強化をグッド・ガバナンスと関連させ、司法部門に投資を開始したとき、ネパールでは、司法のニーズすべてを政府に任せるべきか、リベラルな国際支援を受け入れるべきかの議論がありました。やがて、ドナーからの支援に対する抵抗も収まり、支援が少しずつ受け入れられるようになりました。ただし、そのような支援が司法制度の独立に干渉しないように注意しています。

このように、アジア財団、USAID、欧州連合、アジア開発銀行、DANIDA、AusAID、UNDPなど、数多くのドナー機関が異なった時期にネパールの司法を支援してきましたが、現在ではUNDPの「司法へのアクセス」というプロジェクトのみが継続中です。日本政府は、二国間協力とは異なった方法、つまり多国間協力という形でかかわってきました。

第二次戦略プラン実施の重要な段階に差し掛かり、司法部では、プランに含まれている戦略的取組の実施を外部からの協力と連携させて行わなければならないという見解を持っています。私見ですが、日本のような友好国は、その優先事項、そして私たちのニーズに合った形で参加していただけたらと思います。ドナーの協力会議を先導するに当たり日本の支援が得られれば、プランの実施を保障する資産の共同供給源を生み出すことが可能になるでしょう。後ほど、色々なドナーと協力した経験について感想を申し上げますが、ここでは司法部門がどうして今までになく支援を必要としているのかについて集中的にお話いたします。

先ほど申し上げましたとおり、ネパールの法制度は、国民の新しい願望に適合しない、そして、司法、平等、安全保障及び繁栄に対する国民の懸念事項に対処できない時代遅れのものとなっており、そのため、国民は疎外されていると感じています。それゆえ、私がよく申し上げるのは、原因が紛争で、その結果が貧困、差別及び排斥であるならば、その非の一部は法制度にあるということです。1990年憲法は、権利に関して比較的大胆な枠組を設けていますが、国民の権利はいまだに侵害されています。排除されているコミュニティーを重視することを意図する憲法は、運用されないままできました。ある意味、紛争は、そういった疎外されてきた人々のフラストレーションの結果生じたと言えます。

こういった疎外・差別の問題に対処するため、暫定憲法は、教育、健康、雇用、社会正義などの権利を含め、多くの経済的、社会的、文化的権利を法的強制力のある権利として定めました。憲法は、それらの権利を明確化し、実施するための法律を必要としており、最高裁は、必要な法律を制定することにより、憲法の規定に沿ってそれらの権利を保障するため、立法議会の名で指示を出してきました。

憲法制定議会で進行中の作業が示唆するように、同議会が起草する新しい憲法において、より多くの権利が保障されるでしょう。このように、憲法制度が進む方向は、多くの分野における法律の制定、それらの法律を実施する機関の創設及び新しい権利に関する国民の教育という方面で迅速な行動を必要としています。

一つの制度の中で権利を真剣にとらえるならば、人権侵害が発生した場合に、国家主体・

非国家主体が訴えることのできる場所がなければなりません。これには、刑法、民法など包括的な法典による法律の改善のみならず、立法制定機関全体を改革することが必要です。この切迫した状況の中、ネパールの司法制度を形成し、国民の権利の実現に対して責任を負う能力を培うため、国際機関を含む様々な関係者の一層の協力が必要です。言い換えれば、私たちを待ち構えている法・司法制度の膨大な課題は、相当の注意を払って取り組まなければならないということです。単に外国の法制度をネパールに移植するのではなく、私たちが祖先から受け継ぎ、先人の知識がはぐくんできた国内法の土台に立って海外の法制度の伝統を比較しながら学習し、相互作用により発展させていかなければなりません。そして、この過程において、ネパールの司法部門は、戦略プランの実施、刑法、民法両方の起草、補足法、指針、憲法が目指している分野の法律の制定、法執行のための人材の研修、適切な技術の導入及び物流におけるサポートなど、多くのフォローアップ活動を必要としています。

では、ドナー機関との協力に関する具体的な問題についてお話します。まず、司法部門は外国人専門家と協力し合うという経験をほとんど持っていないということについて注意しておきます。それゆえ、ここでは様々なドナーとの協力をした最近の経験の例に基づいたお話をいたします。

通例、ドナーによる協力は、開始時の報告書の採択から開始します。この報告書は、司法部と正式に協議することなく、国内外のコンサルタントが作成します。それは司法部の意見を聞くために送られてきますが、詳しく評価する時間がほとんどなく、実際のところ、そのまますべて受け入れるか拒否するかを選択しか残されていません。あるプロジェクトが、受益者よりも請負人、コンサルタントの利益にかなっていると思われるケースもあります。

協力プログラムを実施するに当たり、海外の専門家が重要な役割を果たします。発展途上国は、財源の問題だけでなく、知識や技術移転の問題も抱えています。国際専門家の手を借りても国内の法律問題が即刻解決できるわけではないことは理解していますが、知識のギャップを埋めるには、海外の専門家を招へいする以上に簡単な方法はないでしょう。彼らにとって唯一の懸案事項は、必要とされている分野で活躍できること、そして、彼らの知識の利点を最大限にいかせるよう、受入機関に彼らの条件を明確に伝えることです。

プロジェクトの実施に当たり、専門家は通常ドナー機関が選任します。受入機関が承認するために専門家の履歴書が送られてくることはほとんどありません。専門家たちは、司法部と協力し合って活動することはなく、むしろ契約業者と密着しています。彼らがより多くの時間を割いて司法部と協力し合うことが理想なのですが。また、彼らのネパール法、判例、国内の規範に関する知識も疑わしいことがよくあります。そのような疑わしい資格の人物は、受入国のパートナーに対し有益な影響を与えたり、コミュニティーに知識や技術を移転できることはほとんどないでしょう。ゆえに、私の意見としては、国際専門家に求められる最大の資質は、地元の法律の伝統、文化に関する知識です。さらに、指導者として、課題に取り組む正当な資源として尊敬されるような学歴、経歴の持ち主でなければなりません。加えて、彼らの見識、コミュニケーション能力、語学力、チームの一員として働く意欲、能力及び研究能力も追加的な資質として挙げられます。これはコンサルタントが母国にいながら支援す

る場合にも当てはまりますが、ネパールの司法部と協力するコンサルタントにより該当します。この意味において、遠く離れた西洋の専門家に過剰に依存するのではなく、アジアの法的価値又は伝統を熟知した専門家に依存するか、資源の豊かな国と受入国自身の専門家を混合することがより好ましいでしょう。

専門家は、ドナー機関やドナー国だけに限定されるのではなく、受入国や受入国の隣国の人々にも専門家として活躍する機会が与えられるべきでしょう。専門家の活動期間ですが、これはプロジェクトの性質によって決められます。プロジェクトが長期間にわたる場合であれば、専門家も長期間活動すべきですし、ドナー機関と赴任先を往復するよりも地域に密着して活動すべきでしょう。そうすることで、不必要な時間や出費を抑えることができます。コンサルタントが本国において支援する場合は、プロジェクトの実施のため、受入国のカウンターパートと協力し、又は、司法部の共同運営委員会と直接コンタクトを取るべきでしょう。

ドナー間の協力ですが、これはいろいろな理由で非常に重要であると思います。まず、ドナー間の競争を排除するためです。裁判所の管理、仲裁、ITなど一つの分野で多くのドナーから同時に支援を受ける場合がありますが、それは、資源の無駄、ドナー間の不必要な競争を引き起こします。ドナー間の協力により、そういった状況は避けることができます。他のドナーと競合する場合、司法部と協議し、戦略プランに含まれる他の活動を選択し、お互いに満足できるプロジェクトを開始することができます。JICAや他の機関と司法部が定期的に連絡し合い、調整することにより問題を解決できます。

ドナーが支援するプロジェクトには短期間のものも数多くあり、それらは1年か2年、長くても3年で終了します。司法機能において持続的な努力を必要とする分野、例えば、司法へのアクセス、人材開発などは目に見える結果を生み出すために時間を必要とする分野ですが、これらにおいては長期的視点を持った計画が必要です。それにより初めて具体的な結果が得られるのです。

ドナーが支援するプロジェクトでもう一つの気がかりな傾向として、ドナーがNGOを活用することです。NGOの柔軟性、迅速性、そしてある程度の透明性がドナーを引き付けるのですが、地元のNGOは、裁判所の運営や法制度改革などの分野において限定的な知識しか持っておらず、それは不必要な障害を生み出しています。司法部には、国家司法学院のような自治の媒体がありますので、NGOを利用する必要はなく、ドナーは、国家司法学院を活用し、司法関係者の協力を要請することができます。言うまでもなく、どのプロジェクトにおいてもオーナーシップが成功のかぎを握っているのです。

最後に、ドナー機関は様々な分野で活動しており、そのコンサルタントに関する印象も様々です。中には、本国との往復で忙しく、ほとんど接触ができないコンサルタントもいれば、司法関係者に溶け込み、能力を駆使してニーズにこたえているコンサルタントもいます。私たちは、戦略プランを起案するに当たり司法部を支援してくれたDANIDAのプロジェクトから非常に多くの恩恵を受けたと感じていますが、国家司法学院の設立を目標としたアジア開発銀行のプロジェクトは、事実上うまくいきませんでした。DANIDAのプロジェクトを評価するのは、プランを起案するに当たって司法部から裁判官や職員が参加し、コンサルタント

と密接に協力し合うことで両者の見解を理解し、評価することができたからです。日本は既に様々な難しい問題について受入国の意見を求めるという正しいステップを踏んでいらっしゃるかと存じます。本日の議論は、協力のための正しい戦略、指針を導く助けになり、それを模範として他のドナーも追随するかもしれません。

法・司法分野の改革は継続的なものです。しかし、このような性質とは反対に、開発パートナーは、プロジェクトが速やかに目に見える結果を出すことによって終わらそうとします。このようなことは、法律、司法の分野においては本質的に該当しないと思います。司法制度には、人的要素、人的価値観、文化的規範がかかわっていますから、経験や社会的背景も考慮しなければなりません。したがって、この分野における協力プログラムは、数字よりも制度や規範を重視すべきなのです。残念ながら、ほとんどのプログラムでは、一定期間に実施した活動の数に関心がいつてもあります。開発機関、そして受入国の視点から見て、様々な開発パートナー間の一貫したアプローチが重要であり、プログラム終了後も活動を継続することが何よりも重要です。このことを全体的な目標として、時のニーズに見合った改革を推進するため、より集中的で一貫性のあるプログラムが必要であり、支援活動が突然中止し活動すべてが無為になってしまうことは避けなければなりません。

簡単に言えば、途上国が先進国の寛大な支援を評価するのも当然ですが、そういった支援をより効果的に行う重要な提案があります。受入国のニーズに沿った協力プログラムの選択、選択プロセスにおいて受入国の意見を組み入れること、プログラムへの受入国の参加強化、ドナーの競争回避、具体的な結果が現れるまで長期間プログラムを継続すること、そしてドナー間の協力は、効果的な結果を保証する重要なステップです。同じ問題に複数のドナーがかかわる場合、ドナー間の調整不足、活動の重複、ドナーの優先順位・見解・アプローチ・制度の衝突、対象とするコミュニティの中での混乱及び相反する要求などが発生しかねません。より一貫した調和のある結果を生み出すため、ドナー間の調整は歓迎できるステップです。

これまで、外部からの協力のほとんどは、商法、民法、刑法といった選択された規範の起草支援、司法へのアクセスに関する問題、調停、情報管理改革、戦略的計画プロセスといった散発的な分野に集中していました。これらの支援は量的にはそれほど多くはありませんでしたが、改革を推進するには有益でした。しかし、本質的な変化はまだ見えておらず、実質的な投資を伴う一貫性のある取組が必要です。

司法改革の第二次戦略プランに基づき、将来的には、法執行機関の強化、裁判所の運営における改革、司法プロセスにおける遅延の管理、人材能力開発、司法へのアクセスの推進、国家司法学院及び法律研究家の能力開発などの法整備分野で協力ができるでしょう。

私の発表を終わる前に、法務省法務総合研究所国際協力部とJICAが、ネパールで司法改革を実行するために司法部と協力関係を築く意欲とイニシアティブを示していただいたことに感謝したいと思います。また、今回の招へいを可能にしてくださったJICAのネパール事務所にも感謝しております。ネパールの様々な開発分野で貢献してくださっていることに対し、称賛の意を表したいと思います。

日本政府は、法律及び司法が他の多くの優先順位の高い開発分野に係る分野横断的な問題であることを明確に提示されています。今重要なのは、人類全体にとって有益な平等、安全保障及び司法を作り出すため、法の支配を開発のあらゆる分野で主流に組み込まなければならぬということです。日本の協力が模範となり、司法協力の理念となり、開発途上国における法の支配の欠如の是正を重視しながら司法の大義を擁護する役割を果たされることを期待しています。それゆえ、日本がネパールの法整備分野においてより目に見えるプレゼンスを示されることを期待します。

再度、日本政府、法務省法務総合研究所国際協力部、そしてJICAネパール事務所に対し、ドナーが数多く存在する協力分野に関する私の意見を発表する重要な機会を与えてくださったことについて、代表団に代わり、そして私自身から感謝の意を表したいと思います。御静聴ありがとうございました。

### 質疑応答

【司会（宮崎）】 カルヤン・シュレスタ様、ありがとうございました。それでは質疑応答に入らせていただきます。まず、大阪会場で質問のある方は挙手をお願いいたします。

【松尾】 慶應義塾大学の松尾です。シュレスタ判事、今日は包括的な司法制度改革の現状について教えていただきまして、どうもありがとうございました。私からは二つ質問させていただきます。一つは、シュレスタ判事が言及されたjudicial development plan（司法改革プラン）のストラテジーと、ネパールの国家全体の法整備プランとの関係はどうなっているかという点についてです。第2点は、シュレスタ判事も度々言及された、複数のドナーが競合する場合のドナーコーディネーションの仕組みについてですが、そこでもjudiciaryが非常に重要な役割を果たしているということでした。それについて、全体的なドナーコーディネーションのための枠組みと言いますか、制度化された、institutionalizeされたコーディネーションの枠組みのようなものがあるのか、それともアドホックに調整をしているという状況なのかということについてお伺いできればと思います。

【シュレスタ】 ありがとうございます。ネパールの司法部の開発戦略プランという考えは、必要に迫られてできたものです。司法というのは資源の配分から疎外されているところがあります。政府は、司法が必要とする適切な資源を割り当ててくれません。政府には他の優先課題があり、そこに資源を配分するため、司法部には限定された資源しか割り当てられないということです。したがって、資源の限定的な配分のために、司法がその責任を十分果たせないままでした。そのため、我々自身で戦略プランを立てて、資源の配分を交渉する必要性があったのです。こういった経緯から、私たちは、経験もないまま、自分たち自身で戦略プランを作成しました。現在、学習過程の最中であり、支援を必要としています。

司法戦略プランは国家開発計画に対応させて作成されましたが、残念ながら、国家開発計画は司法について全く触れていませんでした。そこで、財務省及び国家計画委員会の代表者でもこのような開発計画に参画することができたのですから、我々は資源の配分という観点から、我々の優先事項の正当性を政府と交渉しております。

ドナー間の協調に関しては、同じ問題について複数のドナーが競合し、それぞれの政治制度に従って異なったシステムによる支援が行われるという状況にありました。こういった状況に対し、資源は対象となるコミュニティの最大の利益となるように使わなくてはならないという考えから、複数のドナーから提供していただいた資源を最大限活用するために、ドナー間の協調が必要だったのです。そこで、この問題に対処するため、複数のドナーから資金提供があった場合に、競合するドナーが交渉できるようなシステムを作れないかと考えました。この方法であれば、資源に関してのより良い交渉が行え、より適切な分野に活用できるでしょう。

これまでのところ、そのようなドナー間の調整を行う特定の機関がありません。最高裁では、私自身が委員長を務めている委員会があり、対外的な交渉、調整を行っています。ただ、問題点として、私たちはドナーコミュニティと議論した経験がほとんどありませんので、例えば、JICAやその他の政府機関がドナー間の調整を手助けしてくれることを期待しています。その方が効率よく調整できるのではないかと考えております。

【司会（宮崎）】 それでは、東京会場に聞いてみたいと思います。東京会場、御質問はいかがでしょう。

【小峰】 東京大学修士課程の小峰と言います。今日は貴重な御講演をありがとうございます。御講演の中で、ネパール独自の法文化や伝統的な慣習を守っていくべきだというお話が何度か出てきていましたが、新しい法制度を移植する際に、元からある法文化、慣習と新しく移植した法制度が衝突したというような具体的な事例があれば御紹介いただければと思います。

【シュレスタ】 非常にいい質問をありがとうございました。どのような制度であろうと、基本的な価値を維持しようとするでしょう。例えば、日本の例を見れば、日本は日本自身の基本的な価値観を土台として、諸外国、フランス、ドイツの法制度を融合されました。国内の価値観を保ちながら、それをブレンドする形で外国法を取り入れられたのです。それは私たちのお手本になるでしょう。ある制度を外から移植するということが重要ですが、同時に国の事情とうまく兼ね合わせるということも重要であり、ネパールの法制度についてそれが当てはまります。これは必ずしも国際的な規範や発展の要請に対して反対を唱えるものではなく、それらを調整しながら受け入れたいと思っています。これにより私たちの価値観も持続できるでしょう。

これに対し、商法の整備ということになりますと、これは私たちにとって新しい分野であり、元々の専門知識がないものですから、やはり海外から体系的に導入する必要があります。それが国内の伝統や価値観と対立を引き起こすということはないと思います。これが私たちの基礎となる価値観をいかにしながら現代的な制度を構築する方法でしょう。基本的人権に関する規範については、国際的な規範と同時に国内の規範もありますので、必ずしも海外のものを受け入れるというのではなく、地元の価値観を反映させつつ、バランスを取りながら国際的な規範を国内の規範に取り入れていくということが重要です。

【司会（宮崎）】 次の質問に移ります。大阪会場御質問のある方は挙手をお願いいたし



ます。

【マノジュ・シュレスタ】 甲南大学経営学部のシュレスタと申します。簡単な質問ですが、今ネパールの現状を考えると、法整備の問題があるということがよく分かりました。ありがとうございます。私の質問は、現在、ネパールの司法関係の方々や政策に携わっている方々と話し合う場があるかどうかということです。このような質問をした背景を申し上げますと、実は来月、九州大学とネパールの科学技術省とが生物資源を利用する、特に発酵食品関係の技術協力をする覚書を交わすことになっております。しかし、皆さん御承知のように、ネパールの場合には知的財産法あるいは生物多様性法、伝統的知識保護法という法律もなければ、生物多様性条約のミニマムスタンダードを実現するインフラ整備すら全く進められていないわけです。インドや中国のように経済がすさまじく発展している国の真ん中にあるネパールではありますが、いろいろな政策を考えると、例えば、技術移転関連のこと、産官学関連のこと等、具体的な法律がなければなかなか進みませんので、司法関係者と立法や行政関係者との間では、そのようなことを話し合う場があるかどうかということについて教えていただければ有り難いと思います。国際協力関連の団体といろいろと話をされているということはよく分かりましたが、ネパールの省庁、例えば科学技術省とか環境省などの方々の話では、法律がなくて非常に困っているという現状です。九州大学と科学技術省の場合は、国内法はなくても、いわゆる生物多様性条約の精神に基づいてやっつけよう、双方の合意ベースでやっつけようという話になってはいますが、インドを始めとした途上国では、国内法の整備も進んでいますので、法律の専門家として、また、国際条約にもお詳しい専門家として、立法、行政関係者ともどのような対話をされているのか気になり、このような質問をいたしました。

【シュレスタ】 シュレスタさん、御質問ありがとうございます。これも大事な質問だと思います。特に、発展途上国における司法の役割という観点から見て非常に重要だと思います。環境問題はとても重要であり、決して無視することができない問題です。もちろん司法も無視することはできません。ネパールの最高裁は、ネパール政府に対し、環境保護に関する法律を可決するよう要請しました。そうしなければ、このような法律が存在しない状況がかなり長期間にわたり継続してしまう可能性があったからです。

次に、司法と政策立案、科学技術との関係ですが、これまでのところ司法部の関係者が科学技術の専門家と正式に話し合いをしたことはないと思います。これも、将来的に対話が必要な分野ではないかと思います。ただ、これまでの経験によりますと、環境保護も含め開発の多くの分野の様々な事件が最高裁の管轄下に入ってきています。その中でも、環境保護は最も大きな分野の一つであり、最高裁はその解決に貢献してきました。環境問題に関し多くの事例があり、判例が生まれています。そして、ネパールは生物多様性条約に加盟しておりますから、国家としてこの条約を遵守する義務があります。国家のどのような機関であったとしても、特定の状況において生物多様性条約を遵守していない場合には、最高裁がそれを裁くこととなります。条約の責務は、司法命令によって裁くことができるのであり、最高裁は政府に対しこのような国際条約を遵守する責任を喚起しています。

さて、政策立案者との政策立案のための対話ですが、司法部が対話の場を設けることを指示することもできます。司法部は、従来、裁判官や司法の関係者の教育にかかわっており、環境、開発、経済についての教育も行っています。その中には、生物多様性に関する同盟についての教育も含まれています。一方、TRIPS協定など、知的財産権などについてはまだ十分に理解されておりません。ネパールがこのような条約に基づき、どのように国益を守っていくことができるのかが問題となるわけですが、ネパール国民や司法関係者の意識を高めるためにも、こういった教育のためのリソースが必要です。しかしながら、司法と科学技術の間の十分なリンクはまだ築かれていません。機会があれば、最高裁はそのための対話を提案することもできますし、司法関係者の間で科学技術に対する意識を高めることができるのではないかと考えております。

【司会（宮崎）】 まだ質問があるかとは思いますが、申し訳ございませんがお時間が迫ってきました。以上で質疑応答を終了いたします。カルヤン・シュレスタ様、ありがとうございました。

（昼休憩）

## パネルディスカッション1

### 「法整備支援に携わる人材の育成」

【司会（宮崎）】 これより午後の部を始めさせていただきます。午後は、二つのパネルディスカッションを予定しております。まずは、「法整備支援に携わる人材の育成」をテーマとしたパネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションの司会を務めますのは、法務省法務総合研究所国際協力部の赤根智子部長です。この先の進行は、赤根部長にお願いいたします。



【赤根】 皆様こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。法務総合研究所国際協力部（略称ICD）の赤根智子と申します。思えば、昨年の法整備支援連絡会（第10回）の際には、まだ東京高等検察庁の検事の立場でゲスト参加をさせていただき、法整備支援については全くのビギナーでございました。1年後の本日におきましても、さして状況は変わっておらず、知識が乏しい私が皆様方、法整備支援の専門家の前で、パネルディスカッション1の司会（兼パネリスト）をさせていただくということは、いささか僭越<sup>せんえつ</sup>でありますけれども、何とか最後まで務めさせていただきたいと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

まずは、本日のパネリストの皆様方を簡単に御紹介いたします。皆様方から向かって右側、端から韓国法制研究院の研究委員でおられます崔桓容博士。続きまして、名古屋大学法学研究科教授、法政国際教育協力研究センター（略称CALE）のセンター長でいらっしゃいます鮎京正訓先生。続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長の矢吹公敏弁護士。続きまして、国際協力機構（略称JICA）公共政策部次長の森千也様でございます。いずれも

法整備支援の専門家、国際協力のスペシャリストでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速パネルディスカッションに入らせていただきます。冒頭に、我が国際協力部(ICD)について、若干御紹介いたします。ICDは、2001年に法務総合研究所内に新設された法制度整備支援を専門にする部署であります。大阪のこの庁舎内にあり、職員は検察官のほか、裁判官等出身の法律実務家及びその他の法務省職員で、財団法人国際民商事法センター(略称ICCLC)と密接に連携しながら、主としてJICAの実施する法整備支援に法律実務家専門家集団としての立場で参画し、協力しています。

ICDは、最高裁、日弁連、法整備支援に熱心な大学、その他の諸機関、団体、あるいはそれらで働く専門家、先生方からも多大な御支援・御協力をいただいております。他方で、そういう関係にありますことから、ICDは法整備支援を実施する組織・団体間のハブ組織としての役割を兼ね備えることができると自負しております。かつそれを目指しております。

本日のパネルディスカッション1では、「法整備支援に携わる人材の育成」をテーマにしております。法整備支援は、それが国でやる事業であろうと、NGOがかかわるものでであろうと、これに携わる人と人との関係に大きく依拠をしております。「法整備支援」イコール「人」と言っても過言ではないのだと思います。したがって、法整備支援に携わる人材の育成が重要であることは、今更言うまでもないと思います。

現在、人材不足の状況にあることや、その人材不足がもたらす法整備支援事業への影響については、午前部の小貫所長のお話にもありましたとおりですし、私自身の認識としてはかなり深刻な状況ではないかと考えております。しかしながら、私たちもただ手をこまねいてきたわけではなく、特に近年では法整備支援にかかわるそれぞれの組織・機関においても、できることから人材のすそ野を広げ、また掘り起こしをし、人材育成のための努力を重ねてきました。

後にパネルの各先生方からも御紹介いただきますが、まずは法務省の取組から、簡単に御紹介したいと思います。一つは、大学生等に対する取組、つまり、これから将来の人生設計をする若い世代に法整備支援の意義や面白さを知ってもらうことによって、人材のすそ野を広げていくための長期的視野の下に行う取組です。もう一つは、法務省内職員に対するもの。つまり、近い将来、戦力になる人材の掘り起こし、育成のための取組です。

なお、法整備支援における人材育成としては、被支援国における人材育成の問題もありますし、法律専門家はもちろんのこと、通訳や翻訳に当たる専門家、その他、ロジスティックな分野を含めた様々な専門家も含まれます。多方面にわたる人材育成の配慮が必要であることは忘れてならないと思います。しかしながら、時間の制約等の関係から、本日はその中から法整備支援の支援国における法律専門家の人材育成をメインのテーマにして、このディスカッションを進めることにしたいと思います。

法務省の取組ですが、まずは大学生等を対象とするもので、大学等における講義、シンポジウムの開催、インターンシップの三つについて触れたいと思います。本年度、ICDでは、関西方面から関東方面までの7大学・大学院で、法整備支援に関する講義を延べ10回以上実

施しました。また、当部への大学生等の見学受入れ、大阪を中心にした司法修習生への講義も複数回実施しております。朝のJICAの公共政策部長のお話にもありましたが、シンポジウムの開催としてはここにあるとおり、昨年の夏に「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」と題して、東京でシンポジウムを開催しました。参加者は法学部や法科大学院の学生、海外の学生など200名ほどでした。

右下の写真は、長期専門家等として法整備支援に当たってきた実務家等によるパネルディスカッションの様子で、会場とカンボジア、ベトナムの三元テレビ中継により、現地で働いている長期専門家の生の声を会場に届けることができました。また、このシンポジウムでは、右下にある写真のフィルポット氏、彼は長年法整備支援の現場で働いてきたカナダの法律専門家ですが、この方に会場に来ていただいて、御自分の体験を語っていただきました。フィルポット氏からも若い世代へのエールが送られていました。

そして、若い世代の皆さんが参加したパネルディスカッション、これはパート2なのですが、三人のグループの学生が法整備支援にかかわる研究結果を発表したり、将来、法整備支援にかかわりたいとして宣言した上で、かかわる際の不安材料、特にキャリアパスがないなどの問題を挙げ、その解決のための若者からの提言を発表したりしました。

次は、法科大学院、公共政策大学院の学生に対するインターンシップです。午前の部で中川部長からもインターンシップのお話がありましたが、当部で主として行っているのは、まだ修習生にならない法科大学院、あるいは公共政策大学院の学生に対するインターンシップです。本年度は、人事院による霞が関インターンシップの一環として、合計3回、1回当たり1週間の日程で5名程度を募集して、既に7月と9月に実施済みです。3月には更に7名が参加して実施予定であります。

次に、法務省内職員を対象とする人材の掘り起こし、育成ですが、人材育成研修、各種研修における講義の二つに分けて簡単に触れます。まずは本年度初めて実施した人材育成研修です。法務省内から、検事や民事局職員、合計5名を選び実施しました。2週間の短い研修ですが、国内はICDで、海外はベトナムで実施して、現地のJICAプロジェクトオフィスと名古屋大学のハノイ法科大学日本語センターの御協力を得まして実施いたしました。

その他、画面にはありませんが、法務省内で行われる各種職員研修等にも、法制度整備支援を紹介する講義をできるだけたくさん入れており、教官等による講義を通じ、まずはICDの存在と業務内容を具体的にお知らせするなどして、法務省内での人材の掘り起こしに力を入れております。以上、法務省における取組についてごく簡単に御紹介いたしました。

そこで、パネルの先生方に順次お伺いしたいと思います。私は若干時間を取らせていただいたのですが、各先生方からもそれぞれの組織、あるいは団体における人材育成のための取組について、できるだけ手短かに御紹介いただければと思います。議論の前提となる情報ということで重要だと思いますので、よろしく願いいたします。最初に、JICAの森次長、いかがでしょうか。

【森】 JICAの「法制度整備支援に携わる人材の育成」、これに対する取組ということで、簡単に御紹介をしたいと思います。特に資料等はありませんが、口頭で説明申し上げたいと



思います。法制度整備支援に携わる人材の育成というものは、昨年、我が国政府が取りまとめを行った「法制度整備支援に関する基本方針」の中にも実は明確にうたわれております。「人材の活用と育成のための基盤整備」、この必要性が基本方針の中でうたわれております。なおかつ、JICAというのは、専門家の養成・確保、これも組織の本来業務として受け持つということになっておりますので、当然ながら法制度整備支援の人材確保についても一定の役割を果たさなければいけないと考えております。

ただ、そう申したところではあるのですが、実のところ、これまでの実績というのはそれほど大きな役割を果たしておりませんで、どちらかというと国内の法曹を始めとする既存の人材といたしますか、リソースに頼っていたところが反省点として言えるのではないかと思います。それもありません、JICAとしては主に昨年からということにはなるのですが、三つの取組を始めたところですので、それについて御紹介をしたいと思います。

まず一つ目は、能力強化研修と申します。これは先ほども申し上げましたが、JICAが本来業務としてやっております将来の専門家を育てるという研修で、これは特に法制度整備分野だけでやっているということではなくて、いろいろな分野で取り組んでいるものです。この能力強化研修の法制度整備支援版も是非行っていきたいと考えております。実は過去に何回かトライアルで行ったことはあるのですが、なかなか運用がうまくいかなかったことがありまして一時中断していたのですが、昨年再開をして、引き続きこれは続けていこうと考えているところです。当然ながら、法制度整備に携わる人材育成という際に、いわゆる法整備自体の知識やノウハウ、これもJICAの方でアレンジできるものではありませんので、JICAの方で特に強調して御理解いただこうとしているのは、国際協力の文脈における法制度整備支援です。つまり、法制度整備支援というものが国際協力の中でどういう位置付けにあるのか、若しくは、逆に国際協力として法制度整備支援をするためには、どういう点に気を付けて活動をしなければいけないのか。そういうところに重点を置いて御理解いただくように研修内容を考えております。そういう意味で、能力強化研修は国内の法曹関係者のみならず、国際協力の経験者で法制度整備支援に興味を持っていらっしゃる、若しくは今後何らかの形でかわりたいという方々にも御参加いただくように窓口を広げた形で実施しているところです。これが一つ目の取組ということで、これは恐らく今後JICAにおける人材育成の一つの柱になってくると思っております。

二つ目は、先ほど法総研からも御紹介がありましたが、JICAもインターンの受入れをやっております。ただ、JICAの場合は司法研修所と連携をして、司法修習の一環としてJICAにおいでいただくという形で、2週間ぐらいのプログラムではあるのですが、司法修習生の方にJICAで法制度整備支援の実務といたしますか、実際を見聞いただくという体験コースを設けております。

三つ目の取組ですが、いずれ専門家として法整備の現場に赴任される専門家の候補の方々に、もちろん国内でもそれなりの専門性をお持ちの皆様ですので即戦力ではあるのですが、

更に現場に行ったらこういうことに気を付けなければいけないとか、若しくはJICA独自のいろいろな細かい手続等もありますので、そういったことも御理解いただく、専門家としての派遣に備えた実践的な研修というものをやっております。JICAの専門家には、いずれの分野にかかわらずこういう事前の研修はあるのですが、法整備の専門家については、JICAが共通に持っているプログラムとは別に通過的に研修を行うという機会を設けております。

以上申しました三つの取組が主なものということではあるのですが、やはり今後法制度整備に携わる国内の人材をどれだけ広げられるか。そのためには、日本がやっている法制度整備の実際をいろいろなところで発信して広報していくのが必要かと思っておりますので、直接的な人材育成のみならず、いろいろな情報発信もJICAとしてやっていきたいと思っております。簡単にJICAの取組を御紹介いたしました。

【赤根】 次に、名古屋大学の鮎京先生、いかがでしょうか。



【鮎京】 名古屋大学の鮎京でございます。まず御紹介しておきたいのは、現在発売中の『法律時報』の1月号で、「法整備支援の課題」という「特集」の下に12人の人たちが書いております。この「特集」のイニシアティブを取られたのは、東京会場にいられております弁護士の上柳先生です。この中で私は、「大学による法整備支援の課題」ということで、「人材育成と比較法学の課題」といった副題を付けた文章を書いて

おります。したがって、人材育成と法整備支援に関する私の認識については、短い文章ではありますがこれを読んでいただければと思っております。

二番目に申し上げたいことは、人材育成という課題は、実は、法務省、JICA、あるいは日弁連、大学、それぞれの機関の役割に応じて、その在り方、あるいはそこで求められる人材が多様であるということです。

三番目ですが、大学における法整備支援人材の開発・育成といった観点から今日私がこのパネルで問題として提起したいのは、近年、全国的に法科大学院が設立され、様々な形で法曹養成が行われているわけですが、その中で、科目として「法整備支援論」なり「法と開発論」という科目なり、そういった科目を是非普及させたらどうかということです。

まず、今の法曹を目指す若い世代、特に法科大学院で勉強している人たちは、国際化に対してどのような態度・思考を持っているかということです。これについては、分析がなかなか難しい点があり、「内向きである」とか、「なかなか外国に出たがらない」という人もおりますが、逆に、それと同時に、国際化という問題に非常に敏感な学生も数多く存在しております。具体的に申し上げますと、例えば、先ほど赤根部長のお話の中であった法総研国際協力部が行ったインターンシップの成果を示す人材、一橋大学の法科大学院を出て、首尾よく今回司法試験に合格した永戸さんという女性がございます。この方は、せっかく試験は受かったのに、司法修習を始める前に少なくとも1年間、カンボジアに行って法整備支援の実際を知り、更に現地の言葉もできるだけ学び、現地の法と慣習も理解した上で法整備支援に取り組みたいということで、この1月からカンボジアに出かけました。現地に名古屋大学の日

本法教育研究センターというのがありまして、彼女には、ここで名古屋大学非常勤講師という肩書で今一生懸命やっけていただいております。

また、名古屋大学の法科大学院を卒業し、司法試験に合格し、司法修習を終えた社本君という若い方がおられます。この方は、赤根部長が名古屋大学法科大学院の教員であったときにお世話になった学生であります。法曹実務には当面就かず、もっと勉強と経験をしたというので、彼はウズベキスタンの名古屋大学日本法教育研究センターの特任講師として、現在元気に働いております。そういう意味では、法科大学院の学生に対し、私たちが法整備支援についてどのような情報を提供し、知識を与えていくか、教育を与えていくかということが大変重要な課題となっております。

そこで、今日の配布物を御覧になっていただきたいと思っております。真ん中辺りに私の名前「感想・質問」と「法整備支援論」と「科目一覧」というのがあります。並べ方の順番とは反対から紹介させていただいて恐縮なのですが、まず最後の「科目一覧」です。法整備支援関連科目が、いったい日本の法科大学院の中で、どこにどのようにあるのかということをもとめたのがこの図です。慶應大学では、今日も御出席の松尾先生が「開発法学ワークショップ」という科目名で担当されています。また、中央大学ではJICAの佐藤先生が「法整備支援論」、名古屋大学では私が「法整備支援論」を担当しており、早稲田大学ではお隣の矢吹先生が「法整備支援活動」という科目を担当されています。実はこの調査はまだ不十分かもしれませんが、私が理解している限りではまだこういったところしかありません。その意味では、70ほどの法科大学院の中で、「法整備支援論」という法の分野での国際協力を扱う授業がまだまだ不十分であるし、これをもう少し多くの大学で取り扱うようになればもっと人材育成に貢献できるのではないかと思います。

「感想・質問」のところはまた後で時間があれば触れますが、例えば名古屋大学の私の授業担当科目において、どういう形で授業が構成されているかということについてまとめたのがこの「法整備支援論」という表です。初め6回ぐらいにわたって、私の方から、法整備支援とは何か、それをどう考えるかといった問題について、基本的なODAの問題であるとか、あるいは様々な歴史について話した後、ここの表に出ているような法曹実務を担当されている先生から、自らの体験を踏まえて、あるいはそれぞれ所属されている機関から見た法整備支援はどのようなものであるのかということをお話していただく場を設定しております。実は、このゲスト講師による講義こそ非常に大きな評判を得ておまして、3ページにまとめてある「感想・質問」というのは、その講義に対して学生に感想文を書いてもらい、その中から幾つもの特徴的な意見をまとめさせていただいたものです。

もう一つだけ申し上げますと、実はこれは先ほどのネパールのシュレスタ判事が御紹介されていた点にかかわるのですが、シュレスタ判事から、アジアの法的価値とか伝統を知る人々こそ法整備支援に取り組んでほしいし、来ていただきたいという非常に重要な御指摘がありました。このことは、日本におけるアジア諸国法研究の一層の発展を求めていると私自身は受け止めていました。すなわち、法整備支援を特に大学が人材育成という観点から行う場合には、そうしたアジア諸国にできるだけ詳しい人たち、もっといえば、現地に留学・滞在を

し、現地の事情、法と社会に詳しい人材を独自に育成していくことが私たちの課題になるの  
だろうと思っております。

その一端は、実は私が編集した『アジア法ガイドブック』を名古屋大学出版会から数か月  
前に出版いたしましたし、こういうものにも反映していますが、「アジア」全域を扱ってい  
るわけではなく、国がまだ限られています。例えば、ネパールの項目は残念ながら入って  
おりませんし、また、将来課題となるであろうアフガニスタンの法状況について語れる専門  
家が日本にいるかという、私は今のところゼロだろうと思っております。その点で、今申し  
上げたように、法科大学院における法整備支援論の解説とともに、やはり大学はアジア諸  
国法研究をこれから一層力を入れてやっていかなければいけないということです。

【赤根】 詳しい御説明をありがとうございました。続きまして、日弁連の矢吹先生お願い  
いたします。



【矢吹】 日弁連における法整備支援人材の育成という点に  
ついて、簡単にお話したいと思います。日本弁護士連合会は、  
NGO(non-governmental organization)ですので、民間の専門  
家をどう育成するかということを念頭に考えてきたわけです。  
重要なポイントは、人材というものをどういうレベルに置  
いて考えるかということではないかと思えます。私どもは、い  
つも考えている人材の条件として、二つあるのではないかと  
思っています。一つは、開発と法に関する知識がある程度あるということです。これは、開  
発に関する知識と現地の状況に関する知識も含めて、単に日本国内の法ではなくて開発とい  
うものに対する知識がある程度あるということです。もう一つは、継続的にこの支援活動に  
関与しているということです。このある程度の知識と継続的という要件は、それぞれ考える  
ところはあるのですが、必ずしも長期専門家として1年以上現地にいる必要はないのではな  
いかと思っております。その点で、日弁連としては、国際交流委員会の中に国際司法支援セン  
ター、通常ILCCと呼んでいますが、ここに事務局がありまして、若い方を中心に約15名の事  
務局体制で、月に2回以上集まって各支援のプロジェクトについてマネージメントに参加し、  
自らも現地に行ってレクチャー等をするという体制をとっています。

また、日弁連には国際司法支援弁護士登録制度というのがあり、ここに約150名の方が登録  
していて、登録した方にいろいろな人材の情報提供、セミナー等の情報提供をしています。  
JICAの長期専門家は、ほぼ全員この登録制度から情報を得てアプライしていただいた方とい  
うことになります。それから、JICAの長期専門家も既に10数名、日弁連のリクルーティング  
の中から専門家として現地に行っていたりしている状況です。こういった方に日弁連内で知  
識を得ていただくため、各種のセミナー等を開いているところですが、今年も英米法と大陸  
法の衝突といったセミナーを含め、全部で4回開催しています。

また、継続的な活動として、例えばカンボジアの弁護士会プロジェクトがありますが、こ  
こで民法、民事訴訟法の普及の継続教育に現地で携わる方を中心に、20人程度のファカルテ  
ィ会議を開催し、現地の民法、民事訴訟法を勉強します。これは立法に携わった方を講師と



して勉強しつつ、ファカルティとしてプロジェクトの進め方について継続的に検討していくということです。

それから、毎回ロジ担当として現地に若い人においでいただき、OJT (On the Job Training) として仕事に参加をしていただいているという状況があります。重要なのはOJTでありまして、これを通じて若い人を専門家として育成することで、法整備支援は必ずしも実体法を知るということではなく、プロセスが大切であるということを知ります。法整備支援の重要なところは、どのようなプロセスをもって、現地に一番効果的・効率的にその成果を根付かせるかということだと思いますので、OJTは非常に重要だと考えているところです。

簡単にあと二つ触れますが、先ほど赤根部長がおっしゃったパートナーにおける人材育成。これは「人材」という同じ用語ですが重要で、このパートナーにおける人材というのは、支援を受け入れる側として、支援が効果的・効率的に根付くため、その中間にいて根付かせる人材というように考えています。そのために、多様なトレーニング、プロジェクトを一緒に協働化するといった作業を通じ、これもある意味ではOn the Jobですが、人材育成を相手方に対して行っていくということだと思います。

最後に、今鮎京先生からお話いただいたように、私は早稲田大学法科大学院で法整備支援について教えていますが、ここの学生を見ても、例えばJICAの青年海外協力隊にいた方ですとか、多彩な人材が集まってこれから法曹人になろうとしています。そういった方に対して、基礎的な人材育成の場として、やはり法科大学院というのはちょうど良い育成の場ではないかと考えているところです。早稲田大学には、アジア太平洋研究科というアジア太平洋の法制度についての研究科もありますが、そういったところの博士課程や修士課程の方も聴講生として来られていることもあって、有効なディスカッションの場にもなっておりまして。私の方からは以上です。

【赤根】 韓国からおいでの韓国法制研究院の崔先生、韓国の状況について午前の部の金院長の御講演でも若干触れられてはいたと思うのですが、更に詳しい状況を教えていただければと思います。



【崔】 韓国法制研究院の崔と申します。韓国の法整備支援における人材育成ということになると、午前中の院長からも紹介があったように、韓国では法整備支援事業が始まったばかりで、人材育成という課題も日本における問題意識を見守って、これをどうするか取組を考えていこうということだろうと思います。全く人材育成をしていないということではないので、若干紹介いたしますと、韓国法制研究院は教育機関ではありませんので、受入国の法律専門家の育成という形では学生を受け入れたりすることは難しいのです。そこで、対象国の研究者を韓国の法律専門家の下で勉強させようと考えたことがあります。要するに、韓国の法制度のうち、必要な分野を自分で選んで勉強することを支援するという取組があります。院長からも紹介があったように、インドネシアから研究者を招へいし、憲法裁判所についてうちの研究院の専門家たちと一緒に研究し、そしてセミナーなどをやった

ことがあります。また、モンゴルからも研究者を招へいし、うちの研究院で一緒に研究したことがあります。

ほかに、韓国の法制度を紹介するということがあります。一般的には英文の報告書を出すことになるのですが、「韓国における経済発展と法の役割」とか「韓国における民主主義と法の役割」といった英文の報告を作成し、アジア諸国の研究機関や政府機関に配ることもしています。また、そこから一步前進し、今モンゴルの弁護士さんがうちの研究院で職員として働き、一緒に勉強しています。その人の専門は外国人と司法の関係なのですが、法制研究院が持っている韓国の法令を英文化したものを自国に紹介させる取組をしています。また、今年から韓国ではロースクール制度が導入され、実務研修プログラムが始まったのですが、法制研究院も実務研修プログラムを持っており、その中で法整備支援事業に対する紹介などをやっています。ロースクール制度を導入する際、「特性化」という問題があり、要するに、我がロースクールはこういう分野に特性化するということなのですが、アジア法制の専門家の育成を目的としたロースクールがあります。それは全北大学なのですが、また、韓国外国語大学は地域法制専門家育成を目的としています。要するに、韓国外国語大学では、言語をできる人が法律を勉強するということになります。私が知っている人で一人、ハノイ国立大学に留学しているのですが、その方はベトナム語ができる人で、ハノイでは法律を勉強しています。

法曹関係ではいまだに消極的ですが、韓国では、日本の最高裁に当たる大法院がKOICAと協力して、ウズベキスタンに司法情報システムづくりに対する支援を始めたこともあります。法務部（日本でいう法務省）では法務研修院で研修をやっています。また、法整備支援とのかかわりでは、韓国法制研究院のような政府出資研究機関のうち、職業能力開発研究院というところや国土研究院など、政策づくりを支援する研究機関がアジア諸国の政策づくりを支援する事業をやっています。政策づくりの支援と法整備支援とは連携が重要です。私は、昨年度法整備支援事業をやるときに関係者と話し合ったことがあるのですが、政策づくりを支援しながら法制度も支援する必要があるというのは共通の認識でして、それをもっと強化していくことも一つの動きだと申し上げることができると思います。

**【赤根】** 私たちも韓国の情報というのは余りなかったものですから、大変貴重な御報告をありがとうございました。皆様方それぞれの組織や団体で、それぞれのニーズがあって、それぞれの目的を持って人材育成に御努力されているということがよく分かりました。そこでまた御質問というか、話合いのテーマなのですが、こういう人材育成をする前提としては、やはり常に人材を育成していかないと枯渇してしまう。そして、更に良い人材をすそ野を広げつつ育成していく必要があって、それが継続的に法整備支援をやっていくためには絶対に必要だということになるかと思うのです。

先ほど鮎京先生の方からもお話がありましたように、若い人たちが、世間的には内向きだとか言われつつ、実際に法整備支援というものに触れ、特に現地で働いた人、あるいは長年にわたって弁護士をする傍ら、一つの国の法整備に携わってこられた人たちの話を聞くなどと、非常に感銘を受けて、そして自分も将来何らかの形でこれに携わりたいという気持

ちになったり、あるいは法整備支援をすること自体が自分の育成につながる、あるいは日本の法制度自体の成長にもつながると、そんな理解をしてくれる人もたくさんいるのだなということを改めて感じたわけなのです。

当部においても、実は2001年に創設後、なかなか法務省内でもその存在が知られることがなく、「法整備って何ですか。」とよく質問を受けるなどして、知名度が上がらない、あるいは当部に赴任してきた新しい教官がここでやっている仕事をほとんど知らないままに転勤してきたということもあったりして、そういう背景があって今いろいろな形で法整備支援にかかわる人材を育てようという取組をしているわけなのです。特にまだ法曹になる前の人から気長に育てていくという意味では、法科大学院生、あるいは修習生などの人たちを育成していくという方向で進んでいるところです。

次に、人材育成の取組をされている中での御苦労とか、あるいは反対にしてみても非常に反応がよく、あるいは手ごたえを感じている、長年の努力が実ってきたなというお話があれば、皆様方に少しずつ紹介していただければなと思っております。長年にわたって日弁連の中で国際交流委員会のお仕事をされてこられた矢吹先生にその辺りのお話を伺いたいと思います。

【矢吹】 私ども日弁連も、1996年のカンボジアから始めまして、もう14～15年この分野の仕事をしています。確かに当初、特に2000年代初めぐらいまでは、国際司法支援、法整備支援はどういうものかというところ、委員会の一つの活動だということで、人材を集めにくい、要するに知っている人しかやらなかったようなところがあります。ところが、5年ぐらい前から非常に人材が集まり出した。例えば、大きな法律事務所の人たちも、是非事務局で働きたいということで、今4～5人、大手の事務所の人たちが休むことなく来て仕事をしていて、そしてなおかつ、いろいろなセミナーにも行っている人がいる。そういった意味で、法整備支援が一つの若手の法曹のやりがいになっているのではないかなという点があります。そういったやりがいがある仕事だという意識が、だんだんと法曹の中に芽生えてきた点の一つ。

もう一つは、委員会に来て委員の報告だけ聞いて帰るというのでは全く面白くないですが、先ほど私が申し上げたように、やはり一つ一つOn the Jobの積み重ねですので、例えば昨年、「アジア司法アクセス会議」というのを日弁連が主催してやったのですが、マレーシア弁護士会と共催で10ぐらいの弁護士会を集めてやったのです。そういったマネジメントに参加して、現地の弁護士会と一緒にオーガナイズングをやるといったこと、ないしはカンボジアプロジェクトでファカルティの人たちと一緒に現地に行って、現地の事務方と一緒に設営とかいろいろなことをやりながら自分もその法律に触れて、徐々にレクチャー、ファカルティの中に入っていくといったようなOn the Jobの積み重ねが、より興味を引く方法ではないかと思えます。

【赤根】 法科大学院、それからCALEで法整備支援を中心に長年やっておられる鮎京先生、先ほども随分学生の反応等も言っていたのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【鮎京】 先ほど時間の関係で触れられなかった「感想・質問」というところについて、少しだけお話をさせていただきます。学生の「感想・質問」から判断して、つまり法整備支援

のどういうことに学生は疑問を持ち、あるいはどのような問題関心を持っているかということが、これだけの紹介でもある程度浮かび上がってきます。ここに書いてあることを少し整理して私なりに申し上げますと、一つは、こうした法整備支援という問題に対して、学生自身全体としては真っ当に考えて、それぞれの感想を述べているということは、当然のことですが、読み取ることができます。しかしながら、他方、これは読んでいただくと分かるのですが、質問に対して自分から、あるいは自分なりに、意見であるとか回答というのをなかなか提出できないという弱さがあるように思います。これはよく言われることですが、法整備支援というのは、だれかに聞けばこういうことだという答えがすぐ出てくる分野ではないので、自分が出した、あるいは自分が感じた問題について、自らが回答を出していかない限り、なかなか法整備支援についての理解が増していかないように思っております。

ただ、とはいえ、私どもは教師でありますから、これらの疑問には可能な限り答える必要があるわけで、そのために私は一つの提案として、先ほど申し上げました法整備支援科目の創設、普及ということに加え、例えば今日お集まりの方々と協力をしながら、こうした法整備支援という問題を若い学生にどういう項目を伝えたらいいのか、つまり、どういった教材を開発したらいいのかという問題にそろそろ着手すべきではないかと考えております。つまり、最低限教えるべきことを項目化し、教科書として共同で作りに上げていく方向がこうしたアンケートから私を感じ取ったことです。

【赤根】 名古屋大学の場合は、外国からの留学生もたくさんおられますし、日本語センターへのビジットというか、向こうに行くと、向こうでも勉強の機会が与えられたり、様々な点でほかの大学に比べて環境が整っているということはあると思います。それから、ここにお集まりの先生方の中に、大学で教えていらっしゃる方もたくさんおられると思います。同じような科目、あるいは周辺科目を教えていらっしゃる方もたくさんおられると思いますので、できる限りそういう先生方と私どもも含めて協力して、何らかのことをしていきたいなと思うわけです。その辺り、森次長、何か御提案とかお考えがあれば教えていただきたいのですが。

【森】 人材の幅を広げるという意味で、確かにこれから法曹等に入ってこようとする若手の方々にもっともっと法整備支援を知っていただくというのは、それも非常に有り難いことだと思いますか、そうしていくのだらうと思います。片や、JICAのように現に今動いている、海外での活動に直接携わっていただけるような人材をどう確保するのか。そういう短期的な課題もJICAは抱えているという点で、ちょっとお話をしたいと思います。

午前中、私ども中川のあいさつの中にもありましたが、これまでJICA及び我が国がやってきた法制度整備支援を体系的に分析して、取りまとめた研究報告というものがあります。その中でも解説されていますが、日本が行う法制度整備支援の特徴は、長期に専門家が現地に張り付いて、相手の目線で相手の文化なり社会を十分理解した上で、なおかつ先方の必要とする法整備とは何ぞや、これを日本側につないで、日本側の有識者と一緒に考えて日本としてできることを支援することです。

これは、正に午前中にシュレスタ判事の方から、「ドナーの専門家にはその国の文化とか

社会とか、そういうものを十分理解してくれる、そういう同じ目線に立ってくれる人が必要なのだ。」というようにおっしゃっていただいたことでもって、日本がやってきたことは間違いでなかったのだなと思ったわけです。これをJICAとしては今の段階で一つの協力のプロトタイプというのでしょうか、典型モデルとして、今後ともやっていきたいと思っているのです。ただ、そうした場合、問題は長期に現場にいらっしゃる専門家の方をどう確保するかということだと思のです。その専門家の方というのは、やはり現地の方と、先方のことを理解しようとしながらも、ただそれは日本における法実務というのでしょうか、そういうものの裏付けがあって、いろいろなディスカッションができる立場なのではないかということです。ですから、今は法曹人材、弁護士であったり、検察官の方であったり、しかも最近は裁判官の皆さんも現場に行っていただけようになっております。そういった方々をできれば継続的に、長期専門家として出したいというのが、JICAとしての希望であります。

ただ、日本国内にそうそう人材は豊富にはなくて、「いつでも、明日でも、すぐ行きますよ。」という方もそう多くはないと思いますし、やはりもっとすそ野を広げるという意味では、確かに国内で法実務に長けた法曹の皆さんが理想ではあるとしても、もうちょっとそこに行く前の、先ほどから話の出ている若手の方で、法整備にも一定の理解といいますか、興味を持っていただいている方にOJTという形で現場に行っていて、プロジェクトといいますか、現場の支援が全体として回るようなやり方を考えられないのかな、というのを今までの話を聞いて感じました。

確かに今のやり方であっても、長期専門家の方が全部そこで何かをやるというより、日本国内のバックアップ体制があって初めて支援が成り立っています。つまり、日本総体としてやっているということであると、例え現場にいらっしゃる方が若手の方であったとしても、そういう国内におけるバックアップ体制、これはネットワークという言い方がいいのかどうか分かりませんが、国内の関係機関、これは法曹関係、大学、若しくはもちろんJICAのような行政組織、こういったところがネットワークを組んで、国内のそのネットワークがまとまって現場を支援するような体制が構築できたら、もっと支援のやり方が広がる、若しくは国内における人材の層も広がるのではないかと、そんなことを今のお話で感じました。

【赤根】 今ネットワークというお話が出たのですが、ネットワーク作りというのはこの10年ぐらい、この法整備支援連絡会を始めとして、いろいろな形で構築しようと努力をしてきたわけです。それから、例えば名古屋大学なり、ほかの大学でも法整備支援に熱心な大学というのは、それぞれのお立場で研究なりネットワークなりを作っておられると思います。日弁連については、先ほどもお話があったとおり、150人もの弁護士が登録をしてネットワークを作った上で、いろいろな形で支援に携わっておられるとのことでした。

問題は、そのネットワークごとがどのぐらいの密度でつながっているかということです。そして、いざというときお互いに協力の手を差し伸べられるかということにあるのではないかと思います。今後、更に法整備支援の対象地域なり対象科目なりが広がり、いろいろな形で進化したり広がりを見せたりしていく中で、人材のプール、あるいはリソースの共有化というか、お互いに共同で使える状態を作っていくことが非常に重要なのではないかと思います。

います。それぞれの組織はそれぞれの思いもあり、方向性もそれぞれ違うものもあると思うのですが、お互いに協力できる部分も当然ありますし、例えばリソースを探す場合でも、私は知らないけれども、ほかの先生方は知っているということはよくあるわけで、その糸を手繰っていくのに非常に時間が掛かるというのは非効率的なので、何らかの形ですぐにそれが引き出せる引き出しを作っていくということも大事なのかなと感じております。

そういうことについて何かアイデアというものをお聞きしたいなど。組織化ということにもつながるのかもしれませんが、鮎京先生、いかがでしょうか。

【鮎京】 今部長が提起された問題は、二つぐらい内容があると思います。一つは、現在、国際協力部の森永教官が構想されており、この3月から本格的にやろうと打ち合わせているのですが、これまでの日本の法整備支援の経験であるとか、情報を共有化できるような体制を作る。これは本当に大事なことだと思ひ、私も実は15年ほど法整備支援にかかわっているのですが、全体の情報であるとか知識というのはもちろん持ち合わせていないわけです。例えばJICAが持っている情報であるとか、あるいは法総研が持っている情報であるとか、日弁連の情報であるとか、大学の情報であるとか、こういうものを可能な限りだれもが共有して、利用することができる。こういう体制を作ることが、ネットワーク作りにおいては全体的に非常に重要だと思ひます。

もう一つは、今人材ネットワーク化というお話が出ましたが、これは特に国際協力のほかの分野、例えば農業の分野があるのですが、農業の分野においては2年ほど前から大学と様々な機関とのネットワーク化が意識的に追求されてまいりまして、機関であるとか、個人であるとか、そうした農学の分野で国際協力に携わりたい人たちのネットワーク化と情報の共有が行われつつあります。私は、これにヒントを得ながら、法整備支援、法の分野の国際協力においても、そうしたネットワークを作っていく必要があると思ひます。

ただ、赤根部長が言われましたように、法整備支援に関する実際の課題が非常に多くなっております。外国からの研修生の受入れなど様々あって、そういうときに、例えば具体的なことを申し上げますと、私たちの大学だとなかなか他大学の情報がないものですから、卒業生で教員をやっている人とか、近場の大学の知り合いの教員にぱっと声をかけてきていただくと、そういう人たちの負担が過剰になるということもあるものですから、実際上もやはりネットワーク作りは大変重要だと思ひます。

【赤根】 私もそれについては大賛成です。最初に言われたシンクタンク構想の話をちょっとさせていただくと、いろいろな大学で研究された本だとか情報、あるいはJICAがお持ちの情報、そしてうちもICDニュース等で情報を発信しつつ、情報の蓄積はしているのですが、それがあつる国のある制度、ある情報に限って探そうとすると、そこに到達するまでに時間が掛かったり、あるいはちょっとかすっているけれども、トータルなコンプリヘンシブなものとは得られないとか、そういうことがまあります。

それと、これは役人の弱点なのですが、当部などでは3年ごとぐらいに人事異動があつて、どんどん人が替わっていくと。そうすると、前に担当していた人は、中国なら中国、ウズベキスタンならウズベキスタンの情報は非常に詳しいのだけれども、次に担当した人はそれを

一から学ばなくてはいけない、あるいは前の担当者から話を聞かないといけない。そうすると、だんだんその知識は、昔やったことが薄まっていってしまうということが起こり得るわけです。ですから、ある国の制度、それから歴史的・文化的な背景も含め、あるいは法律の過去から現在に至るまでの変革の状況、そういうものもすべて何らかの形のデータベースに収められ、あるいは、ここにアクセスすればその情報が得られるという形のシンクタンクを作り、それを利用して実務家はそこの国の特定の法律を知ったり、研究者はそのデータを基に研究したりするというような仕組みができればいいなと思っているのです。非常に大きな構想ではあるのですが、できれば少しずつでも始めたいなと思っております、ここにお集まりの方々にも、是非何らかの形で御協力いただければと思っている次第です。

そこで、話がネットワークの話に行ってしまったのですが、そうだとすると日本国内だけではなく、やはりレシピエントの側、あるいは他のドナー国との連携というところにも話が行くのだらうと思います。午前中に金先生からもお話がありましたように、ALINの活用だとか、あるいは例えばネパールとの直接的な対話を通じてのネットワークを広げる方策だとか、そんなことも考えていっていいのではないかと思います。その点について、崔先生、何かご意見はありますでしょうか。

【崔】 午前中、院長の講演で提案されたように、法整備支援ではそれぞれの主体のネットワークということが大事だと私も思っています。そして、役割分担がちゃんとされない、成果が頓挫とんさつされるということになると思っています。国際的にドナーの間の協力が重要だということは、事例を一つ申し上げますと、韓国法制研究院から一人、研究員が名古屋大学で1か月間研修をしたことがあります。元々専門は民法なのですが、この人は戻ってきてから自分の専門は法整備支援だと言っています。自分で変えているのです。それを見ると、国際的な協力関係ということはお互いに学び合うことになるから重要だということは確かにそうだと思います。

もう一つの事例を申し上げますと、院長が務めた法制処という政府機関からも、名古屋大学で2週間、法務総合研究所国際協力部でも1週間研修をしたことがあります。その中で、自分の仕事をやりながら、法整備支援が重要だということをいつも認識して研究しているということも、一つの事例として申し上げたいと思います。

韓国では最近ちょっといいことがあって、大統領が新年のあいさつで国のブランドを向上せよと宣言したのです。そこから、各行政機関が2010年、基本計画でアジア諸国に対する多様な支援事業をやろうという計画を立てています。この中で、法整備支援をどのように持ち込むかということが韓国の今の状況で重要な課題になっているということも一つ申し上げたいと思います。

【赤根】 大変貴重な御意見をありがとうございます。リソースも限られている、人も限られている中ではありますが、それを最大限に活用するのはやはりネットワークの力だと思いますので、これからいろいろな機会をとらえて、今まで以上にお互いに連携を深めたいと思います。先ほど矢吹先生がおっしゃった日弁連のセミナーなども、度々お知らせいただき、当部は大阪にあるのですが、できる限りだれかが参加するようにしておりますし、今年の夏

にやりましたシンポジウムなどでも、様々な方々にいろいろな形で御協力いただいて、そういう機会にお互いがやっていることを少しでも知り、かつ協力し合う体制というのは出来上がっていくものだと思います。その中で、新たなネットワークの組織化というものも自然に生まれてくる、あるいは作ろうとする気運が生まれてくるのではないかと思いました。時間も少しずつ迫ってまいりましたので、この辺で会場の皆様、あるいは東京の会場の皆様から御質問を受けて、更に話し合うことがあれば続けたいと思っております。東京会場の田代さん、聞こえますでしょうか。

【田代】 聞こえています。

【赤根】 東京と大阪で御意見、あるいは御質問を受けたいと思います。御質問の前には、お名前、あるいは御所属をお願いしたいと思います。また、パネルの先生方に御質問ということであれば、どの先生に御質問なのか、あるいは全体のパネルに御質問なのかということも特定していただければ有り難いと思います。まず、大阪会場からどなたか御質問はありますか。広範な話題になってしまったものですから、いろいろな質問があるかとは思いますが、いかがでしょうか。

【四本】 神戸大学の四本です。鮎京先生に伺いたいのですが、先ほどの御報告の中で、人材養成の対象として先生は主にロースクールの人たちを想定されていたかと思うのです。他方で、日本には国際協力系の大学院もたくさんあります。先生御自身も以前は名古屋大学の国際開発研究科で教えられていたということもあり、そういうところとの連携もあるのではないのでしょうか。私どものところでも法整備支援論という講義を開講しており、今日の会合にも法整備支援に関心を持つ院生がオブザーバーで来ております。鮎京先生、お願いいたします。

【鮎京】 私は、今言われましたように、以前、名古屋大学国際開発研究科というところで勤めておりました。実は今質問された四本さんは私のところで勉強された方で、その方が神戸大学の国際協力研究科で法整備支援論を頑張っているというお話をお伺いして、大変うれしく思っております。

国際協力関連大学院との協働ということは当然重要なテーマです。それはどういうことかと言いますと、こうした国際開発とか国際協力にかかわる大学院の研究科というのは、単に法だけではなくて、その社会であるとか歴史であるとか、あるいは開発手法であるとか、そういうものを本格的に勉強する研究科です。そういったところで学ばれた人は、法学研究科でももちろん重なる部分はあるのですが、どちらかと言えば現地の法と社会に詳しい人材を意識的に育てていく、そうした独自の課題が私はあると思います。そういう意味では、法整備支援における役割は非常に大きいと認識しております。

【赤根】 四本先生、よろしいでしょうか。また大阪会場からお聞きしたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。せっかくの機会ですので、どなたでもよろしく願いいたします。

【横山】 法務総合研究所国際協力部教官の横山です。人材育成の点ですが、これからの若い人材の育成ということと、先ほどのJICAの森次長のお話とも関係するかもしれませんが、



国内からバックアップする研究者や法曹の方々の確保といいますか、育成という点もあるのではないかと思います。法整備支援をするに際しては、各大学の研究者の方々にも従前から御協力いただいておりますが、対象国も広がり、また科目も増えていくという状況の中で、ますます人材の確保が必要になるということで、例えば場合によっては幅広く国内の学会組織、民法・私法学会などといった学会組織との大きな連携ということも考えられるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。皆さんにお聞きしたいのですが、JICAの森次長にもお聞きしたいと思います。

【赤根】 ではまず森次長、よろしいでしょうか。

【森】 私の立場でお答えする範囲というのは限られているかもしれませんが、基本的にはJICA、法制度整備支援の協力を実施する機関としては、国内で御支援をいただけるネットワーク、先ほどもネットワークという言葉を使いましたが、ネットワークのすそ野を広げる、若しくは厚みを厚くするという意味においては、御協力いただけるところであれば御参加いただいて、国内からのバックアップ体制に厚みを持たせるというのは、非常に大切なことだろうと思います。大変良いアイデアではないかということを感じました。

【赤根】 今横山の方から、学会のようなものという発言があったのですが、鮎京先生はいかがですか。

【鮎京】 学会関係で申し上げますと、全部知っているわけではありませんが、この15年間ぐらいのうちで法整備支援をテーマとして学会が取り上げたケースとしては、日本の比較法学会というところと日本法社会学会というところがあります。あと、大きい公法学会については、私の知る限りではまだこれをテーマとして本格的に取り上げたということはないように思いますが、私法学会ではないですか？松尾先生のお話では、ないということです。



ただ、もう一言だけ申し上げますと、法整備支援を行うことによって、例えば日本の比較法研究の新しい流れというのが私は出てきているように思います。それはどういうことかと申しますと、従来の日本における比較法の視点では、非常に単純化して言うところ、日本の法制度が欧米の法制度とどれだけ近いのか、遠いかといった視点で、つまりこの二極という

と変ですが、この両者の関係を測定するような形で行われてきたというのが特色としてあります。それに対して、今出てきている新しい流れというのは、日本と欧米とを直接比較するという意味ではなくて、ここにアジア諸国なり、いわゆる途上国の法のあり様というものを一つ噛ませることによって、日本、アジア諸国、欧米という三者のそれぞれの距離を、あるいは関係を測っていくという、重層的な新しい比較法学の流れが出ております。この研究の一端は、法整備支援の行政法分野の人々が、今年6月の比較法学会で報告することになっており、注目をいただければと思っております。

【赤根】 実務家から見ると、学会というのは研究者だけの集まりのような印象が若干なりともあるのですが、将来的に研究者と実務家が緊密に連携をとりながら、日本の法制度、そ

れから世界、あるいは開発途上国の法制度の比較をしながら、理論と実務をつなげる形でどんどん進めていくという意味においては、ある種新しい学会みたいなものを一つ作って、実務家も研究者もかかわれるような場とするということも考えてもいいのかなと思うのですが。矢吹先生などは何かお考えはおありなのでしょうか。

【矢吹】 私も鮎京先生がおっしゃったように、いろいろな大学、それから実務家は大体、日弁連を中心に、それでも各方面に散っている方もいて、そういう方は一つのサークルの中でディスカッションできる場が必要ではないかと常々思っています。学会の性格は、どうしても研究だという性格付けでいくのであれば、実務家がどのぐらい入っていけるか自信はありませんが、実務家は実務と研究と、それを合わせた形の学会というものがあるのであれば非常に有り難いと思います。例えば私は独占禁止法専門ですが、独禁法の実務家に競争法フォーラムというのがあるのですが、そこが経済法学会、国際経済法学会と一緒にネットワークを使って、韓国・中国の学会、実務家団体とアジア競争法アソシエーションというのを作って、一度大会をしています。

ですから、もし団体が違って、そういった研究者の団体と実務家の団体が定期的集まって、大会を開いて意見交換をするといったことはできるし、それによってアジア、東アジアで、例えば韓国、中国とか、幅広に広げていく素材にもなるのではないかなと思います。

最後に一つだけ、先ほどのシンクタンク構想ですが、私はどこに作るのが適当か分かりませんが、昔から是非作るべきだと思っています。しかしながら、同じ人がある程度5年とか10年とかやっていく必要があって、その意味において、私は昔はJICAにずっとお願いしていたのですが、例えば汚職の問題、貧困の問題を分析しながら考えていくとか、そういった深い研究家を育成していく。そのためには、5年、10年、同じシンクタンクにいなければなかなか良いものが出てこないのは確かなので、そういったところを是非作っていただきたいと思っています。

【赤根】 東京会場は、特に御質問はないでしょうか。

【田代】 東京はないようです。

【赤根】 あと一つぐらいは質問を受けられるかと思いますが、どなたかありますか。

【大屋】 名古屋大学の赤根です。矢吹先生に伺いたいことがあります。日弁連における人材育成、法整備支援人材の育成に関して紹介いただいた点は参考になりましたし、メーリングリストの登録者が150名おられるということで心強い印象を持ちました。この点について、若干質問をさせていただきたいと思うのです。検察、裁判官の方もそうだと思いますし、学者もそうですが、我々は結局、雇用の保障があって、法整備支援をやっているところがあります。

赤根部長は先ほどそれを「役人の弱さ」と言われて、3年で替わってしまうことが問題だと指摘されましたが、逆に言うと何をやっていてもちゃんと食べていけるという特徴があるわけです。しかし、弁護士の場合はその点が必ずしも順接的にはいかないということがあるだろうと思うのです。その中で、150名の弁護士が熱意を持って取り組んでいるという点についてなのですが、これはある種投資的な意味があって、つまりこういう分野に取り組むこ

とが自分の弁護士としての職業にプラスになることがあるのだと思って取り組んでおられるのか、弁護士として公益のために取り組まなければいけないのだというプロボノ的発想でやっておられるのか、どちらなのかが気になります。というのは、今後弁護士の数が増えてくるということになりますと、もし仮に後者に強く依存して活動が行われることになると、そのリソースがどんどん枯れていってしまうのではないかという懸念を持ったものですから、先生の印象で結構ですのでちょっと伺いたいと思いました。

【矢吹】 大変<sup>しん</sup>芯に触れる厳しい御質問だし、問題の一つではありますが、課題があるから解決もあるのです。私は、1998年に四本さんとカンボジアの選挙監視に行ったのですが、そのときに日弁連の委員会から「そういう所に行くなんてまれだな。」ということで、万年筆を頂きまして、そこに書いてあったのが「noblesse oblige」なのですね。つまり、そういった noblesse oblige のような気持ちで行ってこいと。それは今でも多分私たちの中に常にあって、国際的なプロボノ活動として、自分ができる範囲の時間を割いてしていくということに非常に意味があると思っている方がどんどん増えていっているということだろうと思います。

ですから、先ほど私が人材の育成の「人材」というところで、長期専門家でフルタイムでないけれども、ある程度継続的に参加をし、そして開発に対して非常に興味を持って、意欲的に参加をしていただく人をどんどん育てたいということを申し上げたのはそういう意味です。他方、長期専門家で十数人、既に現地に2年以上行っておられる方がいて、今カンボジアに行っている神木さんはクメール語で民事訴訟、民法を教えていますし、そういった人も出てくるという一つのフロンティア的な役割になれば、それはそれで貢献をしたことになるのではないかと考えています。

最後に、これはまだ日本ではありませんが、例えばアメリカも長期に法整備支援をやっていますが、中にはビジネスにしている人たちもいます。カントリーリスクを自分の仕事としている人は、法整備支援をしながらその国のカントリーリスクでアドバイスすることで、企業に対して仕事をする。また、汚職の問題ですと、アメリカの汚職防止法(FCPA)についての専門家になって、いろいろな国に行って説明をするといった開発援助を通じて、専門を磨いてビジネスにしていく、というのはアメリカの一つのモデルですが、日本はまだそこには至っていないのではないかと考えています。

【赤根】 そろそろ時間も来たようです。いろいろな議論を進めてまいりましたが、時間も限られていることで、まとまりがなかったかもしれませんが、人材育成に対する思いというのは、いずれの機関も、またいずれの組織も強いし、それから今矢吹先生も言われましたように、日本にはまだまだプロボノ精神で、熱い思いでやっておられる方はたくさんおられて、更にそういう方が次の方を育てるということを繰り返されていることも事実であります。私たちも熱意を持ってやることによって、更に次の時代の人たちを育てていきたいと強く思っております。今日は本当にどうもありがとうございました。

【司会(宮崎)】 パネリストを始め、御参加いただきました皆様、ありがとうございました。これより休憩とさせていただきます。

(休憩)

## パネルディスカッション2

### 「法整備支援における多国間協力の展望」

【司会（宮崎）】 これより、「法整備支援における多国間協力の展望」をテーマとしたパネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションの司会を務めますのは、法務省法務総合研究所国際協力部の森永太郎教官です。以降の進行は森永教官にお願いいたします。



【森永】 ただいま御紹介をいただきました、法務総合研究所国際協力部で教官を務めております森永です。本日は、パネルディスカッション2の司会兼パネリストを務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回の法整備支援連絡会では、テーマが二つの柱に分かれております。一つは支援をする側の人材の育成をどうしたらいいのかという点で、先ほどパネルディスカッション1をしていただきました。

パネルディスカッション2は、非常に古くて新しいといえますか、およそ法整備支援が始まった直後のころから既にかなり問題となっており、私が考えるところではいまだにちゃんと解決のついていない大きな問題であります、ドナー間の協調という問題を取り上げてみました。「法整備支援における多国間協力の展望」という大層なタイトルを付けてしまったのですけれども、この問題について本日は私を含めて4人で討議をした後に、会場の方々も巻き込ませていただき、議論を盛り上げていきたいと思っております。

ではメンバーを御紹介いたします。ネパール最高裁判所事務総長のラム・クリシュナ・ティマルセナ博士です。慶應義塾大学法科大学院教授の松尾弘先生です。JICA国際協力専門員で弁護士の佐藤直史先生です。お三方ともどうぞよろしくをお願いいたします。

この多国間協力、これはドナー間協力と言ってもいいかと思えます。この点については、私の方からカルヤン・シュレスタ判事をお招きする際をお願いしておいたこともありまして、午前中のシュレスタ最高裁判所判事からのスピーチの中にも若干触れていただきましたが、非常に大きな問題であろうかと思えます。シュレスタ判事のお話では、このドナー間協力というのはレシピエント側、つまり支援を受ける側にも非常に大きな影響があるという重要な指摘をいただいております。

私の認識するところでは、日本が15年間にわたってやっていた法整備支援の中でも、ドナー間協力の問題は山あり谷ありで、うまくいったところもあれば大失敗に終わったところもたくさんあります。後ほど具体的な成功例、失敗例について佐藤先生が詳細に、ライブラリーに語っていただけるものと思えます。

本日は、午前中のシュレスタ最高裁判所判事のお話をベースにし、シュレスタ判事のお話の中のドナー間協力の部分を更に敷衍<sup>ふえん</sup>して説明していただきたいと思えます。最初に、ティマルセナ博士に、午前中のシュレスタ判事のお話の中でのドナー間協力に関する部分について、ティマルセナ事務総長御自身の考え方も交えながらお話をいただきます。

【ティマルセナ】 御紹介いただきどうもありがとうございます。皆様方、はじめまして。

この機会を利用して皆様方に心からお礼を申し上げます。

では私の私見を述べることから始めたいと思います。パワーポイントのような資料は用意しておりませんので、手持ちのメモを見ながら話させていただきます。



本日、実に多くのことを学びました。午前の講演で、シュレスタ判事もネパールの司法協力に関する懸念事項や、今日ネパールだけでなく世界中で見られる数多くの問題についてお話しいたしました。

さらに、韓国の経験に関するお話もありました。ネパールの法整備支援分野において、多国間のドナー調整、協力に関する問題が多数あります。基本的に私がお話しすることはネパールの経験のみに終始するかと思いますが、必要があれば他国の参考例にも触れたいと思います。

ネパールは、現在大きな転換期にあります。王制から共和制に移行し、現在も非常にゆっくりではありますが、移行の過程にあり、憲法が今新たに作られているところです。今年の5月末には完成することと期待されています。今も混乱期にあり、法制度だけでなく多くのことが一つずつ転換されつつあり、紛争も平和的に解消されつつあります。法制度も法律を改正しながら改革しているところであり、それを土台にして将来に備えようとしています。今日は、皆様方から学び、改革の道を見いだすために参加させていただきました。そして、私たちに何ができるか、何をすべきか多くの意見を仰ぎたいと思います。

今、新たな取組を必要としている様々な分野があります。司法、そして司法改革については、今朝シュレスタ氏が重要な点をお話しされました。私たちは伝統を維持しつつ変革をしており、司法の独立、司法の説明責任といった課題を抱えています。同時に、効率の問題も抱えています。問題はそれだけではありません。国民は私たちに期待し、司法へのアクセスを要求しています。私たちの行動が求められているのはこういう分野であり、威厳を持って、かつ説明責任を果たしつつ行動しなければなりません。

さらに、私たちは国内のネパール独特の現実、ニーズも常に意識しながら、国際基準を遵守していかなければなりません。したがって、現在、司法の独立を維持しつつ、民法、刑法などを改革しています。例えば、憲法議会は、憲法の規定を通じて司法の独立を維持する用意ができているのか、古い法制度を維持すべきなのか、それとも新しい法令を起草すべきなのか、といった問題を議論しています。

シュレスタ判事は、作業部会の一つである刑法改革委員会、これには、刑法だけでなく、刑事訴訟法も含まれますが、そのリーダーを務めておられます。さらに、松尾先生は、ネパールの民法の改革に携わっていらっしゃいます。そして、最高裁の判事の一人がネパールの民法及び民事訴訟法を改正するために組織された作業部会のリーダーを務めています。

まず実体法の改革が必要ですが、実体法の問題だけでなく、裁判制度の手続上の問題のために遅延が生じており、そのため、手続法の改革も必要です。したがって、実体法、手続法両方の内容を改革する必要があります。

一つ目のパネルディスカッションでは法教育について議論されましたが、私たちは法教育

についても考えなければなりません。将来的に司法を強化し、問題に取り組む十分な人材が得られるよう、法律を勉強する学生の数を増やす必要があります。

さらに、法律を作るだけでは十分ではありません。新しい憲法を作ることを計画しておりますが、憲法を作るということは、ネパール法を学ぶための非常に健全な文化、適切な文化を創るということです。ネパール国民だけでなく、世界のコミュニティーがネパールで行われていることを注視しています。それゆえ、私たちは、憲法の文化に沿った、かつ国際基準に見合った法の支配を発展させなければなりません。立憲主義は、採択した憲法のみにより発展するのではなく、憲法の起草、文化の発展とともに発展していくものなのです。というのも、憲法とは正に一国の権力を表す案内図、ロードマップであり、長期にわたる声明であり、ネパールの将来を設計するものでしょう。憲法、立法及び法文化を通じて、ネパールの将来、ネパールの司法の将来の案内図を設計するのです。

同時に、法教育についても大変憂慮しており、この分野を強化するため、多国間の協力を必要としています。国内外からの取組が必要であり、政府の協力も必要です。もし政府が司法に十分な資源を投入できないのであれば、司法は十分に機能することができません。これは現実起きています。正直に申し上げますが、ネパールの司法は、国家予算の0.5%ぐらいしか割り当てられていません。他国と比べてみますと、ラテンアメリカ諸国では、国家予算の2～6%が司法に割り当てられているということです。日本や他の国の場合は存じ上げていません。いずれにせよ、ネパールの司法は資金不足であり、これが現実です。このため、私たちは政府と交渉し、その結果少し予算が増額されましたが、私たちが必要とするプログラムを実行するには十分ではありません。

そこで、私たちは、二つの理由のために独自の戦略プランを開発しました。一つ目の理由は、司法分野は政府のプランには含まれていないからであり、二つ目の理由は、司法は国家全体のプランでは対処できない特殊なプランを持っているからです。我々は財務省、国家計画委員会の役員やその専門家を呼び込み、プランを作成しました。

第一次計画はDANIDAに支援してもらい、中間レビューもDANIDAが行いました。今回の第二次五か年計画は、私たち自身の資源、経験を基に作成しましたが、やはり国際的な介入、支援、そして皆様の提案を必要としています。

戦略プランで優先している分野は、ケース・マネジメントのシステムで、判決の書き方、文書作成プロセス、プログラムの評価などです。同様に判決執行についても大変大きな問題を抱えており、これについても支援を必要としています。人材育成も大きな要素の一つであり、国際的な支援を必要としています。

さて、私たちはICT開発プログラムを開始しました。司法の査察、監督、裁判の質の管理、司法独立、説明責任及び自治のための優れたプログラムを開発しなければなりません。そして国際支援を必要としている重要な分野があります。戦略プランでは、裁判官及び裁判所の職員のための行動規範、制度化、研究制度及びドナーの調整における関係者の協力が重視されています。

同様に、司法へのアクセスを含む多くの問題があります。様々な考えを吸収し、具体化さ

せる努力を行ってきましたが、司法へのアクセスに関してはいまだに多くの問題に直面しています。

また、司法の組織的能力も改善しなければなりません。それ以外にも多くの分野でドナーからのより多くの支援を必要としています。人材育成は外部からの支援を必要とする最も中心的な分野の一つです。そして、今朝話が出たドナーの調整についても協力が必要です。

法改革は最優先とされています。先ほど申し上げましたとおり、制度の転換が必要であり、制度改革を進めつつあります。同時に、司法の効率的な運営には組織を構成する人々の行為の変革も必要だと思います。

今日、ネパールの司法には、UNICEF、世界銀行、DANIDA、USAID、UNDP、AusAID、USNCSR、JICA、ADB、欧州連合など多くのドナーが関与していますが、どのドナーからもわずかな支援しか受けておらず、どれも一つのパッケージとして包括的な支援とは言えません。それぞれの分野で散発的な支援、例えば、一つの法律制定、判決を公開するためウェブサイトを立ち上げるためのような少額の支援ではなく、パッケージとしての改革プランを必要としているのです。というのも、法制度改革のために全体的アプローチを取る必要があるからです。

もちろん私たちはドナーの調整に関与していますが、二つの理由からそのような調整では不十分であると感じています。一つには、私たちには継続的に調整する能力がないからです。時には、ドナー会議を開き、私たちのニーズについて話しますが、それは継続的に行われません。そこで、国際的な枠組の中で私たちのニーズを理解した非常に積極的に活動的なリーダー、組織、国家が現れ、ニーズに見合ったドナーの調整を行ってくれることが期待されています。したがって、私たちは政府やドナーに働きかけ、司法内外に司法を支援する機関を創設する必要があります。国内のニーズとドナーの関心のバランスを考慮しながら、発展のプロセスすべてについて話し合わなければなりません。

さらに、どのプロジェクトを第一に実施すべきかといった優先順位に関する問題もあります。また、費用効率の高いアプローチや国家の利益を維持するグローバル化の価値観を必要としており、それらについて真剣に考慮しなければなりません。現在のところは、一つずつ、実にゆっくりとした進歩しか遂げていません。

また、私たちは、国際協力、例えそれが幾つかの分野に限定されなければならないものであろうと、又は、人権保護、環境保護、生物多様性の保護、ジェンダーの問題など他の分野にまで拡大されなければならないものであろうと、国際協力の範囲を広げたいと考えております。

今日、発展につながる司法ということを話し合っています。司法へのアクセスを確保することは社会を発展させることにつながります。したがって、司法を社会の中で孤立させてはいけません。司法も手を取り合って進んでいかなければなりません。何十年も前に教育を受けた裁判官たちは皆、最新技術の発展、立法、裁判手続に関する情報を必要としているでしょう。ですから、いつどのように裁判官や裁判所の職員を教育するのか、また、どのように情報を収集するのか。最新技術をどのように伝えればいいのか。最新の裁判所の手続

にはどういふものがあるのか。これらをトレーニングの中に盛り込みたいと考えています。そうすることにより、私たちの話合いを更に深め、発展させることに役立つでしょう。

現代は、ソーシャルネットワークからリーガルネットワークまで、ネットワーク開発の時代です。私たちは、国際コミュニティから学び、ネパールにおける成功を伝え、ネパールで見習うべき成功例についてシェアする必要があります。そうすることによって、成功例についての議論もまた深められるでしょう。

現在、ネパールへの支援は、民主化、法の支配を維持した紛争の和平化に向けられており、国の経済発展のため、そしてその中で司法制度が発展を促進させる媒体の一つとなることを目的として活用されるでしょう。

このような問題について、この8月にまた日本で私の考えを話したいと考えております。つまり、ネパールは、JICAのような国際協力機関及びUNAFEIのような研修機関を必要としているのです。また、本日学んだ韓国の経験によりますと、韓国は支援される側からする側になったということですが、韓国がいかにアジア的な価値や文化を維持することができたのかということも重要です。社会的調和という概念を実行しても、権利に基づいたアプローチが損なわれることはないでしょう。それは対照的な考え方に見えますが、バランスよく両立することが可能なはずで、今後、私たちの民主化プロセス、法の支配を神話化するのではなく、それを会得し、維持できるよう、司法改革、人材育成、そしてドナー間の調整が進むことを期待しています。海外からの支援により、ネパール国内で法の支配を実行し、優れた憲法、立憲主義を確立しなければなりません。御静聴どうもありがとうございました。

【森永】 ティマルセナ事務総長、ありがとうございました。お話を伺っていると、国際協力のネパール担当者といましては、巨大な宿題を背負わされたような気がいたします。ティマルセナ事務総長にフランクにおっしゃっていただいた、ネパールの非常に大きな司法・法律関係のニーズがあるわけです。

それに対して、今注目すべきお話が幾つか出てきました。その中で私が大変気になりましたのは、いろいろなドナー、恐らくドナーの数としては少ないわけではないのだろうと思います。しかし、同じ時期に入っていないとか、時期によって差がある。つまり、ある時期には非常にたくさん入っているけれども、ある時期には一つとか二つしか入っていないことも起きたりしている。また、必ずしもドナーは法整備支援という切り口で入ってくるわけではない。昨日ティマルセナ事務総長とお話をしたのですが、ある国際機関、例えばUNICEFでは少年に関することならすべてという形で、その中の一部に法整備が入っているという形で入ってくる。

つまり、ドナーのそれぞれの体質、あるいはその目的とするところによって、随分いろいろなギャップが生じています。それが、どうもドナーがうまくコラボレーションできない、場合によっては無用な衝突を起こしたり、あるいは無駄が出たりしています。レシピエントカントリーにとっては、支援すべきところに手が届かないといった様々な望ましくない状況が起こりがちであります。これは、私どもも過去15年間にわたって法整備支援をやっていた中でままたし、また現実に目にしたところです。



こういうことがなぜ起きるのか、直すにはどうしたらいいのかということをもまずはドナーが真剣に考えなければいけないと思います。ドナー間の望ましくない非協調、不一致が起こる原因、その傾向等について、非常に広い視点から、恐らく御研究の中に当然テーマとして入っていると思われます松尾先生に、土台となるような御説明をまずいただきたいと思いません。



【松尾】 どうもありがとうございます。非常に難しい問題ですので、直ちに回答ということは当然できませんが、まずは問題提起をさせていただきます。私の限られた経験の中から幾つか振り返ってまとめてみると、こんなことが言えるのではないかと問題点です。本日は、法整備支援における多国間協力を阻害していると考えられる要因を三つ考えてみました。これらは同時に、それが改善されれば促進要因になる

というように裏表の関係にあります。

第1に、法整備支援が、ここではあえて法整備協力と呼ばせていただきますが、それが何を目標にしているのか、その目標が共有されていないところに根源的な理由がありそうに思います。第2は、法整備協力のための手続ルールというか手順が共有されていないという問題があると思います。第3は、少し抽象的なのですが、整備されるべき法とは何かということについての理解が十分でなかったり、あるいはドナーによってかなりばらつきがあるのではないかと。これが協力を困難にしている理由であるように思われます。この三つについてそれぞれ簡単に御説明いたします。

(1) まず、法整備協力の目標は何かということですが、1980年代の初めごろは、自国法の移植ですとか、あるいは自国法に近い法律の移植を争うという、いわばゼロサム・ゲームのような状況がありましたので、ドナー同士の国益と国益が衝突して目標が共有されることが指摘されましたが、そのような状況はその後様々な努力や工夫によって次第に改善されてきているのではないかと思います。

ところが、その結果として、狭い意味での国益とか自国法の移植ということから離れて模索される目標というものは、往々にして抽象化される傾向にあるために、現実味を欠いてしまい、しばしば単なるお題目として受け取られていることが、その目標を真に共有することを難しくしている背景にあると思います。

今後はその目標の共有に向けて、まずは真の意味での共通認識から出発すべきですが、その出発点は何かということが問題になります。この点は、今やどの国でも、国内法の整備においてすら、諸外国や国際社会やグローバル化の影響を考慮することなしには、法改革ができない状況になってきているということだと思います。これは、日本国内の様々な法制度改革の状況を反省してもいえることだと思います。したがって、各国の法形成のメカニズムというものがどうも最近に変容してきているのではないかと、グローバルな法形成メカニズムというものが形成され始めているのではないかと状況変化の中で、先進国・途上国を問わず、国際的な法整備協力による国内法の形成ということが今や決して珍しい現象ではないの

だという認識を出発点にする必要があるように思います。

その中から、どのような共通の目標を抽出可能かということですが、1番目は、様々な国の国内法が、部分的に共通化することにより、共通利益が拡大する面があるでしょう。例えば、取引法に関するものについては、ルールが標準化されることによって取引費用が削減される効果もあるかと思います。もちろん法の中には、各国に固有の慣習や文化を如実に反映した部分もありますので、そういう部分については共通化ということがかえって取引現場を混乱させることになるかも知れませんが、そうでない部分や標準化の利益の方が大きい部分は、共通化してゆける余地があると思います。

2番目は、韓国法制研究院の金院長のお話にも出てきましたが、グローバルな法整備協力ネットワークを構築してゆくことにより、実は同じような法整備のプロセスで、同じような困難に突き当たった場合に、それをどのように解決できたか、あるいは失敗した場合も、実際の経験を共有することが可能です。そこから得られる知識を一般化することにより、将来の法整備に結び付けていくことは、受入国にとっても他のドナーにとっても共通の利益といえるでしょう。そういう経験を積み重ねることにより、グローバル化しつつある社会の中での国内法形成におけるということに向けての共通目標を徐々にイメージできるのではないかと考えています。

(2) 第2に、法整備協力のためのルールが共有されていないという問題です。現在のところ法整備協力のための手続や手順についてのスタンダードはありません。この点は、昨年、法整備支援連絡会でベトナムのUNDP現地事務所から来ていただいたブースさんのお話でも話題になりましたが、そのルールづくりはなかなか難しい状況にあります。そうした中で、どのようにして法整備協力のルールを作ってゆくかということですが、定期的に関係者が集まって、どのように協調して法改革を進めてゆくかということについてのスタンダードを徐々に形成してゆくしかないのではないかと思います。

この点についても、本日午前に金院長から色々なお話がありましたが、複数のドナーとレシピエントが集まってフォーラムを作るときにも、一挙に沢山の関係者が集まってフォーラムを形成して、どうやりましょうかというのは非常に難しいと思うのです。関係する者が比較的少ない小規模の法整備における協力ルールの形成でも、あるいは一つの国にかかわっているドナーだけでも、そのフォーラムを作って、どのように協力してゆくかということについて話し合っ、それを徐々に拡大していくというのでしょうか、そういう実現可能なところから始めて、次第に複数の国の法整備支援の関係者たちが集まって、お互いに意見交換する場を設けることにつなげる、法整備支援連絡会もその一つの場になり得ると思いますが、そのようにしてフォーラムの作り方を学習していくことにより、共通の手順が見えてくるのではないのでしょうか。

その際には、今朝のALINプロジェクトの話にも出てきましたが、情報をどうやって共有し、蓄積してゆくかという方法を開発することも重要であると思います。相互に研究し、分析し、蓄積した情報をどうやって提供してゆくのかということについても、工夫が必要です。しかし、そうした相互協力によって、どこにどのような情報があって、どのドナーとか機関が、

どのようなアドバンテージを持っているのかということについて、もっと容易に知ることができるようになると、我々がやろうとしている法整備協力というのはもっと促進されるのではないかと思います。

当然そのためには、そのイニシアティブを誰がとるかとか、事務局的なものについてどうするかとか、経費負担についても問題になりますが、それらについては、できるだけミニマムに抑えて、細く・長くサステイナブルなシステムを作っていくことが大事かと思います。ですから、それぞれの機関が、自分たちのアドバンテージを活かして、様々な協力例や法情報を蓄積し、それをできるだけオープンに交換し合うシステムを作っていくことが一つの可能な展望かと思います。

実は、こういう問題意識を持って活動を始めた法整備支援に特化したNGOができてきていますので、そういう機関との情報交換も始める必要があるのではないのでしょうか。政府レベルの支援の枠組みをやや超えて、この情報のネットワークを広げることによって、多くの関係者がより多くの利益を得られるように思います。特に情報の蓄積とか提供に関しては、ある程度共通のプロトコルを作っておくと、それをネットでつないでホームページで情報提供するときにも非常に探しやすい、見やすいでしょう。このようなものを作ってゆくの的大事かと思います。

(3) 第3は、法整備協力において法をどのように考えるかということについての認識の不一致というか、理解のばらつきが、法整備協力の大きな阻害要因ではないかということです。法というものは、各分野の法が独立に存在しているわけではないですし、したがって、ある特定分野の法を整備したことにより、何らかの効果がすぐに上がるようなものではないということは、我々が共通認識として持っていることです。つまり、法というのは、それぞれの分野が相互に関連した一つのシステムであります。

この点は、今ティマルセナ事務総長から、法整備支援についてはパッケージとして、ホリスティックな形での法整備が重要であるという御指摘がありました。そのことと、非常に多く問題意識を共有するところがあると思います。法整備の順序とかペースというものは、各国の現在の政治・経済・社会状況に応じて様々でありますけれども、法としてワークするためには、最低限一まとまりとしての整備計画を練って、それについてレシピエントと複数のドナー間みんなで協力しましょうというふうにししないと、なかなか効果が上がってこないのではないかと思います。

ただ、その際に、それぞれのドナーが、一体自分たちはどこの部分を協力しているのかということについてのマッピングができることも大事なかと思います。私たちが法整備支援に関与するときによく感じることは、今一生懸命やっていることが、その国の法整備計画の中のどこにどういうふうに位置付けられていて、どういう関連する制度との影響関係があるのかということについて、非常に情報が不足しているために、何か潜水艦の中で仕事をしているような感覚に襲われることがあります。その意味では、もう少し整備すべき法を鳥瞰したシステムとして、ドナーが共通認識を持って、そしてアドバンテージのあるところで役割分担をしていくことができればよいのではないかと思います。

この点に関連して、法システムというものは、法整備支援の最終目標とされている、より包括的な国家の統治システムの一部であるという認識も重要なのではないかと思います。つまり、法システムを整備すればおのずから国家建設が進むという保証はなくて、法を可能にするもの、可能にする前提条件、あるいは法が定め得ないのだけれども国家統治が機能するためには不可欠の要素というものと法との関係を常に意識しながら法改革を進めてゆく必要があるように思います。その点についての認識が共有されていないこともまた、より効率的な協力を阻害しているように思われるからです。

国家の統治に不可欠な要素がどのようなものかということについて、古典的な文献ですが、アダム・スミスの『法学講義』があります。その表題が「The Lectures on Justice, Police, Revenue, and Arms」となっているところからも明らかなように、一国の統治を成立させて、社会を進歩させるための要素として、スミスは司法制度、公法、家族法・財産法・契約法などの私法、国際法といった法システムのほかに、行政、租税、公収入、軍備という問題点・論点も挙げています。

この中から、租税や公収入の問題を取り上げてみますと、土地法や民法を作って、私有財産制度を導入するということは、同時に登記制度などの関連インフラも導入する必要がありますが、登記制度を維持するためには当然恒常的な費用がかかります。それは所有者によって、少なくともその一部は分担されるべきものであるという一つの道理が、国民によって認識される必要が国家統治の基本にあると思うのです。

したがって、私有財産制度の導入という非常にプリミティブな制度改革、あるいは私的所有ということではなくても、中国のように使用权の取引ということでも全く同じだと思うのですが、権利の導入と権利者による負担というものが不可分であるという認識は、ドナーとレシピエントが共通に深めてゆく努力を常にする必要があるのではないのでしょうか。そうでなければ、真の意味での権利意識であるとか、共同体の意識というのは育まれないのではないかと思います。権利意識や共同体意識のないところに、どれほど立派なテキストとしての法を作っても機能しないように思われますし、それを適用する司法制度を整備しても、なかなかその問題の根源は解決されないように思います。

今行われている法整備支援というのが、被支援国の単なる法律の整備とか、裁判所の整備だけではなくて、その国の統治全体を本当に良い方向に促すような支援になっているのかということについて、ドナーとレシピエントが真剣に向き合って、その点も含めた全体としての改善を図っていくことが協力の核になるのではないかと思います。

1980年代の終わりぐらいから法整備支援というものが非常に活発になり、もう20年近くになります。最近の法整備支援とかルール・オブ・ローの会議においては、やや支援疲れというのでしょうか、なかなか成果が見えないことに対する批判的・悲観的な意見表明も見受けられるようになってきたことが、私としては非常に気に懸かるところです。1970年代にアメリカで起こったような、法整備支援に対する関心を多くの人が失ってしまうようなことは回避すべきであると思います。そのためにも、こういう阻害要因をできるだけ回避するような努力に向けて真剣な対話を始めるべきではないかと思います。

【森永】 松尾先生，どうもありがとうございます。今松尾先生がおっしゃった中で，「潜水艦の中で仕事をしている」というのは正にそのとおりです。私も2004～2007年まで3年間ベトナムで長期専門家として働いておりました。確かに初期のころは，これをやって一体この国のどこにどういう良い影響が出るのだろうということが見えないままに仕事をしていた実態があります。

ただ，ベトナムの場合には有り難いことに，これはUNDPを中心とした一種の成功例かもしれませんが，ベトナムのリーガル・ニーズ・アセスメントというものが行われました。2年間を掛けて，ベトナムの司法制度に一体何が欠けているのか，どこを直さなければいけないのかということ，ベトナム自身とドナーが集まって，共同のリサーチをしました。積み上げると1メートル近いレポートになっていたと思いますが，これが出てきました。それを基に，2005年，主導党であるベトナム共産党が法制度整備戦略という決議と司法改革戦略という決議を作り上げました。これで随分整備されて，各ドナーも自分たちの努力がその戦略のどこに影響を与えているのか，どこに位置付けられるのかということがはっきりしたので，すっきりしたという経緯があります。これは一つの成功例かもしれません。

もう少し小さいレベルでは，三つ，四つのドナー間協調なども行われていました。ただ，これはかなり偶発的に行われる場合が多くて，本国の方は，例えば日本がデンマークやアメリカと協調するというを最初にプランニングしてやったわけではなくて，現場に行ってみたら「何だ，相手も同じことをやっているのだ。それではその分野であなたはこっちをやってください，私はこっちをやりますから。」というように，現場でやってしまうという協調は，小さいスケールの協調になりますけれども，そういうことも現実に現象としては起きています。

しかし，やはり問題なのは，それは決して計画的にそうなったわけではなく，たまたまラッキーだったと，偶然そういうことができたということがありました。このような事例は非常にたくさんあると思いますけれども，それをほとんど御覧になっていると思いますJICAの佐藤先生から二つ三つ，あるいは三つ四つ，腹に据えかねている例も含めて御紹介いただきます。

【佐藤】 ありがとうございます。ドナー・コーディネーション，援助協調というのは，私たちが常に直面している問題です。



JICAが法整備支援を本格的に開始いたしました1990年代半ばから2000年初頭，先ほど森永教官の話にありましたけれども，2005年ぐらまでは，どのように協調すべきなのか，どのようなルールに基づいて協調していくべきなのか，それはJICAの私たちだけに限らず，ほかのドナーも同じようにいろいろな試行錯誤を繰り返してきた時代だったと思います。その中から教訓を学び，学習するというプロセスがありました。

そして，2010年の現在においては，ドナー・コーディネーションこそが法整備支援の成果を出すに当たって重要であるということは，すべてのドナーにおいて共通している認識だと

思います。例えば、このシンポジウムの冒頭に中川から紹介いたしましたけれども、昨年4月に国連の法の支配ユニットが、DFID（英国開発庁）と共催した法の支配に関するドナーの会議に参加いたしました。ここでもドナー・コーディネーションというのは非常に大きなテーマとして扱われておりました。

私たちもこれまでの経験、教訓から多くのことを学びました。現在では、例えばティマルセナ博士から紹介がありました、パッケージ・枠組みの中で役割分担をしてドナー・コーディネーションを行っていくこと、あるいは松尾先生がおっしゃられました、協力手続ルールに基づいて支援の設計段階から目的を共有し、多国間の協力を前提として支援を行っていくこと、そういったものが理想であろうと、JICAも常に意識しております。実際に、JICAが新しく支援を始めたネパールにおいては、上記のようなポイントを意識した協力を始めさせていただいております。

ただし、このように、新しい協力の設計段階からドナー・コーディネーションを意識したというのは本当にここ数年です。これまでは計画段階で事前に十分調整されていませんでしたので、実施段階において大きな試行錯誤がありました。

その中の具体例を申し上げますと、ベトナムの例は森永教官から御紹介がありましたが、ベトナムにおいても最初から調整が計画されていたわけではなく、アドホックな会議などを通じ、また日常的な情報共有を行っている過程で、例えばセミナーを共同開催したり、マニュアルといった成果物を共有したりという形で協調が行われています。

ただし、ベトナムにおいては、これも紹介がありましたけれども、リーガル・ニーズ・アセスメントの策定に関し、これはベトナムにおける司法セクターにかかわるすべてのドナーが参加しましたし、もちろんJICAも協力しておりますけれども、それへの参加という形での協調が行われました。また、ベトナムの国会事務局や司法省などがそれぞれ法整備支援にかかわるドナーを集めた定期的な会議を行っておりまして、そういうものへの参加を通じてドナー間でお互いに何をやっているのか情報を共有し、また協力できるところは協力をしていくという関係が現在構築されています。

ただし、これはベトナム側にドナーの調整を行っていく能力があったからこそできたことです。加えて、JICAがベトナムにおいてプロジェクトを開始し、15年が経ち、ほかのドナーもJICAが何をやっているかとてもよく知ってくれている、JICAのプロジェクトにも多くの情報が蓄積されている、そうした事情があるからこそできていることです。このような背景は、ほかの国、これから申し上げますドナー協調が難しい国とは異なる背景であろうと思います。

なお、もちろん、ベトナムにおいても、情報が得にくいドナーなどとの連携は課題がありますし、松尾先生が提起されておられる目標の共通化・協力手続ルール作りといったことを正に実現に移す段階にある、ベトナムで現在行われている支援はそのような状況にあると言えるかと思えます。

ドナー協調が難しかった国としましては、同じくJICAの法整備支援の経験の長いカンボジアの例があります。カンボジアでは、皆さん御承知の大変不幸な歴史のために、ハード及びソフト両面のあらゆるインフラストラクチャーが破壊され、それを短期間に復興する必要が

ありました。そのため、カンボジア政府は多数のドナーの協力を得て、同時進行的に、様々な分野で整備を進めてまいりました。

様々な分野と申しましたが、例えば、法律や司法セクター以外の農業のセクターといったところでも、土地にかかわる制度作り、これは当然法制度を含むわけですが、そういった制度作りを、カンボジアがいろいろなドナーの協力を得ながら同時に進めてまいりました。このプロセスにおいて、支援の開始に当たって十分な情報共有ができなかった面もありますし、いろいろな分野で同時進行的に復興を急いだという要因のために、実施段階での調整も非常に大きな困難を伴いました。その結果として、私たちが起草を支援した法律と、ほかのドナーが支援した法律の整合性の確保に大変大きな苦勞を生じました。この調整は現在でも続いておりますけれども、そうした経験があります。

これは、協力手続ルールの不存在という問題に加え、カンボジア側及び法整備支援を実施する主体において、これも松尾先生が指摘されたことですが、法律を包括的な統治システムの中でとらえることができなかったことに大きな原因があると考えております。

こうした問題点は多くのドナーの間で認識が共有されており、現在では、カンボジア政府とドナーが情報共有などを目的としたテクニカル・ワーキンググループを設置し、その中で情報を共有し、お互いの支援が矛盾なく相乗効果を生んでいくことを目指した取組が既に始まっております。JICAもテクニカル・ワーキンググループのチェアを務めるなど、こうした枠組みに協力しています。

また、法律をシステムとしてとらえることを阻害する受入国側の問題として、これ自体は古い問題ですが、受入国の政府内部のセクショナリズムの問題があります。最近の事例としては、ウズベキスタンにおける、ある法律の注釈書の作成支援の要請のケースがあります。私たちはその要請に関する調査の一環として、ウズベキスタンの法律セクターで主要な役割を演じているドナーであるドイツのGTZとの協議をいたしました。その際、GTZから、ウズベキスタンのほかの機関が、GTZに対して、その同じ法律の大規模な改正の支援を要請しているということを聞きました。すなわち、改正されることが予定されている法律の注釈書を作ろうとしていた機関と、改正を計画している機関との間で全く情報の共有がされていなかったということになります。この事例に関しては、注釈書を作成しようとしていた機関に対して、改正の動きがあるということをしっかり確認してくださいという話をしました。

本来、ドナー調整というのは、受入国がオーナーシップを持って、イニシアティブを持って行う、そうでなければうまくいきません。ただし、受入国側に大きな制約がある場合もあります。そのような場合においては、ドナー・コミュニティの側からも調整の必要性について受入国側との間で話し合い、受入国側のドナー調整をファシリテートする、そうした役割も私たちに求められていると認識しております。

以上幾つかの例を挙げさせていただきましたが、このような問題への対処というのは、国際社会においても大変大きな問題としてとらえられていますし、またJICAとしてもこの問題への取組というのは強く意識しております。このパネルディスカッションを通じて、更に議論を深めさせていただきたいと思っております。以上で、私たちの経験という面での報告を終わら

せていただきます。

【森永】 今若干の例を挙げていただいただけで、ほかにもたくさんこの手の話はあるわけです。佐藤先生が最後に提起された点のレシピエント側の調整、もちろんこれは従前から強調されているところではありますが、ドナー間調整というのはレシピエントがやるものであって、ドナー同士で勝手にやるものではないというのはそのとおりです。言うのは簡単ですけども、やるのはなかなか大変ということがあります。これは、レシピエント国側の体力といますか、そういった問題はどうしても影を落としてくることになります。

ベトナムの例を挙げますので、後でベトナムの方に見られたら怒られるかもしれませんが、確かに私が行った直後のころのベトナムというのは、司法省とJICA事務所の距離よりも司法省と裁判所の距離の方が大きいと言われていたぐらいです。要するに、支援国、あるいは支援機関とは非常に密接に話し合いをするのだけれども、御自分の国の隣の機関との話し合いは何もしていない。しかも情報共有ができなくて、司法省が裁判所から何か情報が欲しいときに、JICA事務所にそれを求めてくるという現象が起こったりということがありました。これは、ベトナムの名誉のために申し上げますと、現在では全くありません。この問題はほぼ解決していると考えてよろしいかと思えます。ただ、こういう事態が生じている国も少なからずあるということです。

昨日、準備会合的なところでお話をさせていただいたときに、佐藤先生に伺いましたところ、そういう観点からするとネパールというのは大変良好な状態にあると。政府の機関同士、あるいはジュディシアリーとその他の政府機関の交流、情報共有というのはきちんとできていて、その点はそれほど心配ないのではないかとおっしゃっておられました。佐藤先生にお聞きしますが、それは実際にそのように感じますか。

【佐藤】 既にシュレスタ判事とティマルセナ博士から御紹介がありましたが、ネパールにおいては、第二次ジュディシアル・リフォームプラン・ストラテジーが作成されていて、その中で本当に広い範囲において、最高裁判所がイニシアティブを取り、どのようなステップで改革を進めていくのか、今できていることは何で、更にこれから何をしていくのかということをしっかり取りまとめておられる。

このようなストラテジーの取りまとめ自体は各国でも行われておりますけれども、実施の面でも、ネパールという国においては、法律分野の人的なリソースの層の厚さがあることが実施を支えていくのではないかというのが、私が経験しているほかの国と比べた場合の違いになろうかと感じております。

【森永】 ティマルセナ事務総長、この点についてはいかがでしょうか。ポイントは、レシピエントの国内の機関同士の連絡が悪いと、それがドナー間の調整の難しさにもつながってしまうという問題なのだろうと思うのです。この点について、佐藤先生のお話では、ネパールは大変良好な状態にあるので余り心配することはないのではないという御意見ですが、ティマルセナ総長の目から御覧になって、この辺についてネパールは大丈夫でしょうか。

【ティマルセナ】 正におっしゃるとおりです。森永先生、そして佐藤先生がネパールのことを前向きに理解してくださっていて、感謝いたします。ただ、実際には常にそういうわけ



ではありません。もちろん、司法と様々な省庁、財務省、計画委員会と十分な意思疎通を図っていますが、それは司法がリーダーシップをとってきたから可能だったのであり、様々な分野において問題に対処する必要に迫られて行ってきました。領域によっては政府が最初に行動しなければならない場合もあるかもしれませんが、私たちが問題を提起し、協力して取り組んできました。これに関連し、私たちの方から司法省、計画委員会に要求したこともありましたし、財務大臣や司法大臣に働きかけ、国家計画について話し合ったこともあります。同様に、計画委員会の副委員長から要請を受けて、裁判所で何に取り組んでいるか説明したこともあります。このように、私たちの方から働きかけることもあれば、その逆もありますが、常に物事がそのようにいくとは限りません。というのも、資源が不足しているからです。財務省の方では、いろいろな方法で司法省を支援してくれることもあったのですが、何らかの理由で十分な資源を与えられないときもありました。

また、司法部の中においてさえ、人事部の負担が大きく、余りにも多くの仕事を任されて、優先順位の低い仕事をして肝心な仕事を忘れてしまうということもありました。これが問題の一つであり、情報収集、特にドナーに関連した情報を収集し、プロジェクトを運営する優れた職員を指名しなければなりません。こういった事柄すべてを運営するには、組織を幾つかに分ける必要があります。

ここで、大変良いニュースについてお話いたします。私たちは司法のニーズを見極めるため、人材、裁判所書記官、裁判所の施設、開発投資家、情報通信技術など、24以上の委員会を設立いたしました。今、正に課題に取り組むときであり、私たちが何をすべきかよく分かっています。松尾先生がおっしゃったとおり、資源を投入し、計画を具体化するときです。私たちはお互いを理解し、手続を定め、優先事項を知る必要があります。今日、発展途上国の多くは、何をすべきか理解していても技術的な問題があつて進展できないというケースが多々あります。

一番に優先しなければならないことはあくまでも一番なのです。100の優先事項を実行するには一番目の優先事項から開始しなければなりません。50番目から始めてはいけません。多くのドナー機関が存在しますが、彼らは、1、2、3、4、5という事項を忘れ、50番目の事項から手を付けようとします。だから失敗するのです。このような状況がネパールでも分野によっては発生しています。私の経験からお話しすれば、私たちは大きな話をして、細部には気を付けていません。だから、小さなことから始めましょう。優先順位をきちんと確定しなければなりません。私は松尾先生がおっしゃったことに全面的に賛成です。とても良いやり方だと思います。

もう一つは、司法関係のあらゆる組織がそうだと思うのですが、マネージメントと指導部、指導部の義務、という問題があります。ネパールにはこのような格言があります。「良いスタートを切れば半分終わったようなものだ」という格言です。良いスタートを切るために、我々はまず準備をしなければなりません。私たちの義務は多くを要求しますが、今、非常に好条件な状態にあると思います。司法長官もとても積極的であり、司法省、そして首相でさえも司法を支援してくれています。彼らは、私たちに会うたびに次は何をすべきなのか、今

まで何が達成できたのか、と尋ねてこられます。これは、非常に象徴的な兆候であり、今こそスタートするべきだと思います。

さらに、今、憲法を制定している最中であり、新しい憲法が自由な風をもたらし、自由な市場を後押しするならば、国内でよりリベラルな法の支配という概念を浸透させるのも容易になるでしょう。

今年、ネパールはWTOに加盟しました。WTO体制を遵守するため、私たちは数十もの法律を改正しなければなりません。刑法、民法に加え、非常に内容の濃い、コンパクトな商法も制定しなければなりません。この案件については、JICAと議論する予定です。

昨年8月、東京での会合に出席したとき、日本の経験に沿った民法、商法に関する議論を行い、これは非常に参考になりました。また、UNAFEIの研修プログラムに参加したネパールの多くの役人とも、国にまん延する刑事免責についてどうそれを管理できるか話し合いを行いました。



一つ例を挙げると、日本では、裁判における判断、特に刑事事件での決定は検察が行っています。これはネパールでも見習うことができるでしょう。これは私たちが直面している刑事免責の問題に関連しています。だれが実際に判決、特に刑事事件の判決を執行するのか。それは裁判所の義務ですが、判決執行能力に欠けており、警察や検察の協力を必要としています。ですから、

日本の経験からこの業務を検察に委任すれば、それぞれの裁判管轄で効率的に実施されるでしょう。そのほかにも協力できる分野は多くあります。

もちろん、大陸法とコモン・ローとの違いはあります。皆さんが御存じかどうか分かりませんが、ネパールの法制度は、コモン・ロー法制に基づいており、特に行政法と公法はコモン・ロー制度に基づいています。私たちの家族法は、ネパール独特のもので、国際基準に徐々に準拠するようになってきていますが、それでもまだ土着の要素が残っています。商法や、恐らく契約法、知的財産制度、開発に係る法律も、グローバルな概念とは対極にあります。ですから、私たちは国際基準と共存する分野について注意を払わなければなりません、従来の要素も考慮に入れる必要があります。大陸法の伝統とコモン・ローの伝統は対立していますが、この両者を調和させる必要があります。そして両者の最良の実践例を発展させなければなりません。これは良い機会なのであります。

また、少なくとも、私たちのニーズを理解してくれる人材がいるということは良いチャンスです。私たちの弱点は、これまで余り組織的に取り組んでこなかったこと、そして政府が提供できる資源が十分でなかったことです。時として、私たちは規則や手続を定めることもなく、弱点を理解することはありませんでした。国際条約などに野心的に批准してきましたが、要求される義務を果たさなければならなくなると、政府から、私たちは国際基準を遵守していないという報告を受けるのです。

司法に関しては、非常に優れた管轄権を定めており、これは皆さんと共有できると思います。ネパールの司法は、公益訴訟を通じて公共政策を実施する幅広い管轄権を有しており、世界基準にも匹敵しているでしょう。政府、立法に指示を出すことも可能であり、国会に特定の法案を提出することを政府に命令することもできます。

さらに、裁判官が非常に先見性のある判決を下したときでも、それが執行されないという問題があります。このため、国民の司法に対する信頼は損なわれてしまいます。そこで、私たちは自分たちの強みと弱点を理解し、適切なバランスを取る必要があります。森永さんが提起された問題、佐藤さんが話された経験などを念頭に置きたいと思いますが、私たちには発展途上国としての数多くの弱点があります。日本、アジアのパートナーからの支援を必要としており、韓国法制研究院からは、IT開発の分野で御支援いただけるでしょう。もちろん、私たちもIT開発のプログラムは持っており、この4年間で大変な成果を上げてきました。事実、非常に古い伝統的な司法制度を現代化し、デジタル化するというのが私の夢のプロジェクトでした。成功している分野もありますが、まだまだ多くのことを達成しなければなりません。その意味で問題点、弱点があります。

一方、良いニュースもあります。JICAや日本政府といったドナー機関や国が中心となって支援してくださるということであれば、私たちはその支援を受け入れる準備があり、ドナーをサポートすることを確約し、ドナーの専門技術、知識、規則、手続、支援をネパールの統治制度、特に司法の統治の利益になるよう活用いたします。

司法は、その行動主義及び新しい法制度を通じて、国の統治制度を救う主要なパートナーの一つとなり得るでしょう。というのも、現代的な法制度なしでは、前に進むことができないからです。

一つ、皆さんと良い考えを共有したいと思います。最近、私たちは笑みを絶やさない司法サービスを始めました。これは大きなことではありませんが、文化、行動を変え、他の人に感謝し、少なくとも互いを理解し合い、率直に意見を言う。これが組織を効率的に運営するために役立っていると思います。

もう一つ、私の経験から言えることは、ある決意を持って取り組み、ビジョンを持って始めるならば、貧困であっても不可能なことはないということです。貧困が存在していても、資源が不足していても、コミットメントが目標の50%を成し遂げることができるということです。どうもありがとうございました。

【森永】 非常に熱く語っていただきましたが、レシピエント国内での機関同士の意思疎通の良さ、悪さが、ドナー間協力の良さ、悪さという意味に私自身は比例するような気がしてならないのです。松尾先生、この辺りはいかがですか。やはりそういう傾向はあるものですか。

【松尾】 私の限られた経験の中からですが、その点はかなり違いがあると思います。今森永さんがおっしゃったことが正にネパールにも当てはまっています。当てはまっているというのは、比較的コーディネーターがしやすいという状況があるかと思いました。実際に私どもが参りましたときにも、UNDPとかユニセフとかカナダのCIDAとかUSAID、世界銀行の方

たちと集まって、最初から容易に意思疎通ができました。

それは、現地のJICA事務所の方に事前の準備をしていただいたこともあると思うのですが、それに先立ってお互いに用意ができていたと思うのです。その一つの理由は、今森永さんがおっしゃった政府間の意思疎通がうまくいっているということ、要するに何を意味するかというと、情報が比較的自由であるという点だと思います。つまり、法整備に関わる情報というのは、ある意味では非常にポリティカルな要素も含まれますので、国によっては機密情報であって外には出さない。したがって、ドナー間でそれをめぐって議論するということが、政府の秘密情報が漏れていることになって、それはできないのだというケースもあるように思います。

ネパールの場合は、決して情報を管理しないという意味ではなくて、そこは厳格に管理されているのですが、法整備協力に必要ということであれば、政府の側でも各ドナーの側でも、法整備の状況がどのようになっているのか、お互いにどのような支援をやっているのか、どのような進行状況にあるのかということについて、非常に積極的に情報を出してくださいませし、例えば、民法の場合は、最終草案に至る前の草案を、地方や関係団体のコンサルテーションに先立って簡易出版もしています。それを踏まえて、今後の協力のために一番良い方法は何だろうかということも議論することも可能になります。そういうところにも政府間の関係がうまくいっていることが重要であるという理由があるように思います。

【森永】 たまたま、今ネパールはこの点では良好な状態にあるということが確認できました。しかし、我々が支援しなければならない国々というのは、実は必ずしもそうではなくて、むしろそのことがうまくいっていない国ほど支援要請のニーズは高いわけです。レシピエントの方の政府機関の情報流通が悪いからといって支援を差し控えるわけにはまいりません。

その点で、例えばレシピエント側の政府機関同士の交流、あるいは情報流通が悪いという状況のときに、ドナー側としてどうすべきかということが大きな問題としてあると思います。この辺りについて佐藤先生、こういう姿勢で臨むべきだとか、現にこういうトライをしたことがあるということがありましたら御紹介いただければ有り難いと思います。

【佐藤】 その取組としましては、先ほども申し上げましたけれども、カンボジアにおけるテクニカル・ワーキンググループの枠組みなどが例になるかと思えます。ここでは、カンボジア政府とドナーとが共同でチェアをしながらコーディネーションを進めます。そういうことがカンボジア政府側にとってもOJTとなり、キャパシティを向上する一つの方法になり得ると考えております。

もちろん、途上国側のキャパシティの相違、その国が復興国であるか否か、といったそれぞれの国のコンテキストに応じてドナーの調整の在り方もいろいろ考えていかなければならないと考えております。松尾先生が御提案されています協力手続ルールに関しましても、それぞれの国のコンテキストにおいて、いろいろフレキシブルに考えなければなりません。そのスタンダードのモデルは必要だと思いますけれども、それをどのように実現していくかということは、それぞれの国で状況に応じて考えていかなければならない問題であると認識しております。

【森永】 これは一筋縄ではいかない問題であることは、法整備支援の現場にいると身に思い知らされることの一つでもあります。時間が押していますが、会場の方から、こうした方がいいのではないかと御意見、あるいは御質問がありましたらお願いいたします。今回は東京から先に伺ってみます。田代さん、今の議論を東京会場で聞いている御意見、あるいは御質問がありましたら積極的にお願いいたします。

【田代】 御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(特に発言なし)

【田代】 特に出ないようです。

【森永】 それでは、大阪の方はいかがでしょうか。では鄭先生、お願いいたします。

【鄭】 多国間の協力の中で私が特に印象深かったのは、松尾先生の多国間協力の阻害と促進の話でした。促進については結構考えられたと思いますけれども、特に私が思いますのは、どういう環境で統一すればいいかと。協力的関係形成をどう構築していけばいいかということは結構大事ではないかと思えます。そういう中で、支援をこう取り込んで、協力関係をどう形成していくべきかというものがそれに続くと思えます。

ここで4ページ目の3番を見ますと、法整備協力といってルールのあるところなのですから、これについて松尾先生に伺いたいと思えます。先生がお考えになっているモデルがあって、それに必要な要素を取り込んで手続を作ったりすると思うのです。先生がお考えになっているモデル化、多国間協力関係のためのモデル化はどのようなものがあるか。モデルを作って、それに合った手続のルールを作るとするならば、そこに必要な要素とはどのようなものがあるか等、手続的な要素についてお話を聞ければと思えます。

【森永】 それでは松尾先生からお願いいたします。

【松尾】 鄭先生、どうもありがとうございます。非常に大事なポイントについて問題提起をしていただきました。私の説明も具体的にそこまではお話しする時間がなかったので補足させていただきます。これは試みとしては既に幾つかあったと思えます。有名な例としては、ドイツがCIS諸国に支援をするときに、1993年にブレーメン決議をして、関係する国際機関をすべて集めて、我々はどのような最終目標に向かって、どのような手順で、どのような法整備の分野から順番にやってくかということを取り決めてスタートした例もあります。

そのような手法は必ずしもまだ一般化していないわけですが、そういう例も見ながら、最低限必要な共通ルール、スタンダード・モデルは何かというと、まず法整備支援に入る最初の段階で、関係しそうなすべての機関が集まって、これからどういう支援をしようと考えているのかを率直に情報開示し、それについて色々な意見やコメントをもらう手続から入ることが必要でしょう。そうすることにより、どこがどういう支援をしているのかということについてお互いを知ることができます。それでは自分たちは次に何をやるべきなのかということも明らかになってくると思えます。

そこで、まず顔合わせをした上で、第2にその手順を徐々に取り決め、その中で段々役割分担を明らかにしていくことが最低限必要だと思います。その後で、どういう頻度でそういう会合を開いていくかということについても、必要であればマニュアル化したようなものを

作ってゆく。あるいは、それが逆に足かせになるようであれば、次にどのぐらいのタイミングで集まるかということだけを取り決めて、とりあえずはある方向に進めてゆくことでいいと思います。そういう取決めをできるだけして、そういうやり方をスタンダードにしていくことが最低必要ではないかと思います。

そのような気持ちもあって、佐藤先生などに色々相談をして、ネパールではできるだけそういう情報をお互いにオープンにしてやってみましょうということでトライアルを始めました。ネパールでは、シュレスタ判事やティマルセナ総長からもお話がありましたように、様々なドナーも政府も非常に協力的で、しかもドナーとどのように協力するかということについて、非常に真剣な、率直な姿勢を持ってくださっているのです。そういう話し合いを可能にしている環境にあると思うのです。まずはそのような可能なところから出発してゆくということが考えられます。

それが段々広がっていったら、最終的に法整備支援をお互いにやる時には守らなければならない手続ルールのようなものが、様々な形式で、あるいはソフト・ロー的なものを介して、もっとワールドワイドに、すべてのドナーの間で常識化してゆく傾向になっていったら非常に良いのではないかと思います。

【森永】 時間になってしまいました。是非という方はおられますか。

【姜】 名古屋大学の姜です。佐藤弁護士にお聞きします。今のパネルにおける法整備支援で、ドナー間の協力についてのレベルというか、それは一方においては受入側の要請ということと、松尾先生が紹介してくださったように国際的なレベルの変化ということがあると思うのです。私は、日本から見てこのドナー間の協力というのはどのぐらい必要であるか、日本からしてその必要性の根拠は何かを聞きたいと思います。

例えば、日本における法整備支援において足りない点がある。ただし、それをほかの国が持っているのだとすれば、そこに自然に日本からその協力が必要であるという内圧的な理由ができてくると思います。こういうことを申し上げるのは、午前中の金院長の報告の中で、韓国においては法整備支援の経験が余りないし、蓄積が足りない、知識も足りないということでしたが、一方で、日本よりも、例えばIT環境とか法令においては強みがあるかもしれないという話がありました。

そうすると、明確に自国の問題点と強みを認識しているのであれば、それに合う相手に明確な協力ができるような基礎ができると思います。せつかくのチャンスなので、そのことをもし日本側から明確にするのであれば、韓国とのつながりとかそういうことにおいても非常に堅い、強基盤の形成がしやすくなる感じがします。佐藤弁護士個人の御意見でもいいですし、もしJICAレベルにおいてこれに関して何かの講義とか、それに基づいた経験があるのであれば是非紹介していただきたいと思います。

【森永】 それでは佐藤先生からお願いいたします。

【佐藤】 重要なポイントについて御指摘いただきまして本当にありがとうございます。正におっしゃるとおりで、ドナー・コーディネーションというのは、私たちの支援の成果を阻害しないようにするといった、ネガティブなものを避けるという調整だけではなく、姜先生

御指摘のとおり、支援の相乗効果を上げるために、あるいは日本よりも優れたアプローチをとっているドナーがあれば、そういうドナーと協働しながらという形で、むしろポジティブな側面でドナー・コーディネーションを進めることも重要であると認識しております。レシピエントから要請を受けた際に、日本の優位性がいかせるのか、あるいは日本のアプローチ——先ほどのパネルで森から紹介させていただいた、例えば現地に長期専門家を送って、一緒に共同作業をしながら進めるというアプローチ——の強みがいかせるのであれば、そのように行っていきたいと思いますが、そういう強みがいかせない場合、例えば日本のリソースとのマッチングが難しい、あるいはちょっとアプローチの違いがある、そうした場合には、レシピエントと話し合い、日本以外のリソースを活用することや、むしろ、ほかのドナーと一緒にやった方がいいのであれば、ほかのドナーと協力しながら行いましょうということを考えなければならない。このような話をレシピエントと行うことは、プロジェクト支援の設計の段階で非常に強く意識しております。

ネパールにおきましても、私たちのアプローチがネパールのお役に立てる分野で協力させていただきたいと思っております。私たちのアプローチよりももっと優位性がある、そうしたドナーとのコラボレーションの方が適切であれば、そういった話をネパール側との対話の中で継続させていただきたいと思っております。それは、ネガティブなものを避けるだけではなく、支援を更にポジティブなものに変えていくためのコーディネーションを行うという点で非常に重要なポイントであると思えます。

重要な指摘をありがとうございました。

**【森永】** 今佐藤先生がおっしゃったことというのは、私も強調したかった部分です。今までドナー間協力の話というのは、どうもドナーの衝突のことばかりがクローズアップされておりました。つまり、衝突してしまっても無駄が出るとか、コモン・ローとシビル・ローがぶつかって法制度が混乱するというネガティブな面しか考えていない場合が多いのです。

そのため、レシピエント国の方でも、同じ分野に二つ入ってくれるなどという方がいます。ところが、私などが見ておりますと、逆に全く同じところにドナーが三つぐらい入っていても、決してネガティブなことばかりではありません。お互いその三つのドナーの良さをいかして、より強力な支援ができるという場面も現実にベトナム等ではありました。特にネパールはこれから大変な仕事をされるわけですけれども、そのときに小さな一つの方野であっても、一国ではとても無理だという場面があります。それと、ドナーの方もお誘い合わせの上ではないですけれども、二つ三つ入って、それぞれの長所をいかして、正にシナジー、相乗効果が出るような支援の仕方がもっと強調されてもいいのではないかという感想を持っております。

最後は自分のところに持ってきてしまいましたけれども、時間もまいりましたので、この辺りで閉めさせていただきます。お三方のパネリストの皆様、本日は長時間どうもありがとうございました。もう一度大きな拍手でお礼をしたいと思います。（拍手）

## 総括・あいさつ・閉会の辞

【司会（宮崎）】 それでは続きまして、名古屋大学教授、鮎京正訓様より本連絡会の総括をいただきたいと思います。鮎京先生、よろしくお願いいたします。



【鮎京】 今回のパネルもそうですが、大変難しい問題が山積でして、これを総括するなどという能力は私にはありませんが、できるだけ努力したいと思います。

思い返してみますと、実はこの法整備支援連絡会の第1回が行われたのは、私も出席したのですが、法務省の赤れんがの地下の講堂で、しかも三ヶ月章先生がリーダーシップを発揮され、それが今も非常に懐かしく思い出されます。

今日は11回目ということで、私の印象では、特に今日のゲストスピーカーのお二人のお話は大変刺激的でありましたし、非常に有意義でした。そういうことで、まずゲストスピーカーのお二人の御講演に対する私なりの印象といたしますか、それを少しだけお話させていただきたいと思います。

まず、韓国法制研究院の金院長のお話です。今のパネルの中でも名古屋大学の姜先生が言及されましたが、金先生のお話は、「法制交流支援事業」という非常に含蓄の深い言葉を使われておりますが、韓国がアジア諸国に対してそれをする場合の自国の強みというのを非常に意識された御報告であって、こういうところも私たちは学ばなければいけないと感じました。具体的にどういうことかということ、一つは、韓国自体が、これは2、3回繰り返して金院長が言われましたが、極めて短期間のうちに経済発展を成し遂げ、そして民主化を成し遂げた。こういった経験が、今同じような課題を抱えているアジア諸国にとっても大変役に立つのではないかと御指摘。さらに、「今私たちは将来の統一という問題を踏まえてこの法制交流支援事業をやっているのだ」というお話には、非常に感慨を深くしました。

そして、更に金院長はALINについてお話をされました。Asia Legal Information Networkで<sup>アリラン</sup>ALINという、ほかの国だとエイリンと呼ぶ方もいるのですが、私たちはアリンと呼んでおりますが、何となくアリランにかかっているような印象で、アリン、アリンと呼んでいるのですが、実は金院長が言われたこのALINという法律情報ネットワークの日本からの加盟団体といたしますか、加盟機関は今のところ名古屋大学だけです。いろいろな経緯でそのようになっているのですが、実はこのALINというネットワークは、アジアの非常に多くの国の国家機関であるとか大学を構成団体としておりまして、そういう意味では、今日を機会として、日本の中からも多くの機関・大学が更に加わっていただけると大変意義深いものになると思います。

昨日、実は少し金院長にお話を伺いましたら、今年は、中国、上海の華東政法大学というところが担当校となりまして、上海万博の際に大会をやる（2010年10月開催予定）ということで、是非今日お集まりの各機関・大学からも御参加いただけるといいかなと思っております。

そして、金院長のお話についてですが、私の強い印象は、先ほどの話ともかかわるのです



が、特に韓国の場合には、法整備支援事業をまだ始めたばかりだというお話もあったわけですが、お話を聞く限り、目標と課題の設定、更には年次計画というのが極めて明確であるということを感じました。特に法整備支援を行っていく上での構想力といいますか、それがちょっと日本の場合はどうかという感じを私は実は思っておりまして、こういう点では、法整備支援協力をする上で、国としての全体状況に対する、あるいはグローバル化の状況を受けての構想を、やはり日本の法整備支援はもう少し考える必要があると感じた次第です。

それは、今日の会議を通じて何回か出ましたが、昨年、2009年4月に法制度整備支援に関する基本方針というのが出たわけですが、これを参考にしながらも、更により具体的な計画が必要ではないかという印象を持ちました。

それから、次にネパールのシュレスタ判事のお話についてです。シュレスタ判事のお話では、法整備支援に携わる外国のアドバイザーの資質の問題について触れられまして、その中で、アジアの法的な価値であるとか伝統をよく知る人々を是非送っていただきたいというお話でした。この点は大変に印象的でした。これはパネル1の中でも神戸大学の四本教授からも出された問題にかかわるのですが、やはりその地域の言語に通じ、その国の法の歴史にも詳しい、そうしたその社会にも明るい人たちを私たちはつくる必要があると受け止めさせていただきました。

それからもう一つ、シュレスタ判事のお話で私自身が印象的だったのは、インドの問題にかかわって、押し付けではいけないという問題とともに、突然終わってはいけないということです。援助をする側としては、これは本当にきつい話ではありますが、やはり肝に銘じなければいけないと思いました。

具体的なことを申し上げますと、例えば私が関係する名古屋大学では、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタンという地域に、日本語による日本法教育研究センターというものを設立しております。これが、あと一年くらいで文部科学省の予算がひとまず終わる。あと1年経った後どうするのだという話が非常に<sup>しょうび</sup>焦眉の課題となっております。しかしながら法学教育という問題は予算がないから終わっていいということは100%あり得ないわけでした。今日のシュレスタ判事のお言葉などを肝に銘じて、文科省など関係各省と今後相談していきたいということを感じたわけです。突然終わってはいけないということは何かというところ、やはり政府のイニシアティブの重要性という問題であって、こういう点を日本の法整備支援においても大変重視しておく必要があるということを改めて感じた次第です。

それから、人材育成に関するパネル1です。今日の議論の中で確認できたことは、次のことではないだろうかと思います。一つは、法整備支援に携わる人材を開発・育成していくことが極めて重要であるという点です。それぞれの機関が共通にその必要性を主張され、それが確認されたように思います。

また、同時に、そうした必要性に基づいて、それぞれの組織での人材育成の課題が今日の討議を通じて明確になったということが言えると思います。その具体的な内容については繰り返す必要もないと思いますが、私にとってうれしかったのは、こうした人材育成の問題を論ずるパネルの中で、当初の予想を超えた議論の広がりがあったことです。それは何かとい

うと、一つは、単なる人材育成だけではなく本当の意味での人材育成をするためには、この十数年間にわたる日本の法整備支援の経験であるとか、情報であるとか、データ、これらが組織化されなければならないということ、これが必須条件であるということが全体として言われたこと。また、法整備支援に関するシンクタンクの必要性も強調されたこと。さらに、そういったこととともに、法整備支援にかかわる人材ネットワークの重要性が強調されたということ。これらのことは大変大きな成果であったように思います。

そして、法整備支援にかかわる学会を作るといような展望も含めて議論がなされました。この点について、今までの学会はどちらかというアカデミックな色彩が強いものです。学会ですからアカデミックでなければならないのは当然ですが、実務家・研究者融合型の学会設立という問題が議論されたように思います。

法整備支援というのは、かかわられた方はすべて感じられていることだと思うのですが、一言で言うと、走りながら考えなければいけない。法整備支援を実際に行いながら、その中で理論的な課題は何だろうかということを考え、更には理論を考えた上でまた走る、そうするとまた違った理論が必要になるということだと思います。

同時にそのことは、やはり法整備支援というのは実際の法律実務と理論が共に必要とされる分野であって、そういう方向を持った様々な人材、あるいは研究ネットワークが今後いろいろな形で追求される必要があるように思いました。

パネル2は、多国間協力ということで今の今まで大変熱い議論が行われました。やはり多国間協力という問題を考える上では、ティマルセナ事務総長が言われましたように、ネパールの法をめぐる実情をどのように理解し、どうこたえていくのか、国際的な援助機関や各国援助機関がどうこたえるかというのがすべての問題の出発点ではないかと思いました。

多国間協力に関しては、ティマルセナ事務総長から、憲法を始めとして、実体法・手続法から成る法律・法令、更には法学教育の課題、あるいは判決書の書き方等々、様々な分野での支援の必要性が語られました。そして事務総長が特に強調されたのは、人材開発が要なのだということでした。人材開発が要であるということについては、実は日本には多くの問題もありますが、法整備支援における人材開発に関する多くの経験の蓄積があるように思います。それは、JICAが中心となって行っておられる研修生の受入れであるとか、あるいは大学による留学生受入れといった経験が非常に参考になるのではないかと思いました。

また、事務総長が強調されて印象に残ったのは、自分たちのニーズをきちんととらえてくれるドナー間協力が必要だという問題です。この点について、松尾先生や佐藤先生も、こうしたドナー間協力を阻害する要因は何であるのかということ、目標、ルール、法の理解の不足という三つの点から語られましたし、ドナー間協力は重要であるという話が佐藤先生からも語られました。

ただ、私が若干気になったのは、議論の中で明らかになってきたのですが、国際的な多国間のドナー間協力がなかなかうまくいっていないという話がずっと出されていたことです。私はいまよくいった事例はないのかなという関心で聞いておりました、その点はドイツの経験であるとか、あるいはネパールの経験が語られて良かったように思います。この問題を含め

て私が思ったことは、これは姜先生の最後の御質問にもかかわるのですが、レシピアント側及びドナー側、双方の法整備支援に関する意思というものが可能な限りクリアーになっている必要がある。そうでない場合には、やはり様々な混乱が起きてくる。そうであるとするならば、私たちは日本で法整備支援に携わる法曹として、どれだけ日本の法整備支援に関する意思というものが明確になっているのかということのを常に考えながら法整備支援を継続しなければならぬと思ったのです。

先ほど、ティマルセナ事務総長から、「ビジョンを持ってやれば何でもできる。」という力強い御発言がありまして、大変勇気付けられました。以上です。

【司会（宮崎）】 鮎京先生、ありがとうございました。続いて、財団法人国際民商事法センター理事長、原田明夫様よりごあいさつをいただきます。原田理事長、よろしくお祈いします。



【原田】 御紹介いただきました財団法人国際民商事法センター理事長の原田です。今日は、午前中から長時間にわたり、東京会場を含めて素晴らしい連絡会ができたことを大変うれしく思っております。後援させていただいている団体の一つとして皆様方に厚いお礼の言葉を述べさせていただきたいと思ひます。

この会議で語られたことの概要は、既に鮎京先生が見事にまとめていただいたので、私が繰り返す必要はないのですが、考えてみますと、今日語られたことは日本が抱えている大きな問題にかかわるものです。

先ほど鮎京先生も触れられましたが、昨年の春、政府の海外経済協力会議の中で、法制度整備支援に関する基本方針が議論され、それが合意されたということで発表されました。私は、よくあそこまでやってくれるなと思ひましたが、考えてみると、足りないのです。ビジョンが足りない。これは鮎京先生が遠慮深くおっしゃいましたが、今日の松尾先生の理論的なお話にもありましたが、それから、遠くネパールからこの会議に参加していただいた代表の皆様方、また、隣国ですが韓国からこの会議のために駆けつけていただいた皆様方の語られたことを考えますと、解決しなければならない、あるいは念頭に置かなければならない問題があるような気がします。

それは、多くは申しませんが、法整備というものの背景にある、何のためにこういうことをやるのだろうかということにかかわります。日本が置かれている立場は、アジアだけではありませんが、とりあえずはアジアの中で、今大きな問題になっているグローバリゼーションの傾向、これから決して逃れることができません。人と物と技術と情報が自由に駆け巡ることができるグローバルな世界で私どもが、これから何をしていくのかということにかかわります。このグローバリゼーションの成果、便益を、自分たちの地域、国だけで独り占めにせず、できるだけ関係者、関係国、関係地域で分け合っていくのだということにかかわってまいります。

それを法整備支援という一つの額縁で切り取って、私どもは皆様の活動を後援させていた

だいているのですが、この地球には、環境問題もそうですが、様々な問題、紛争の種、病気などがたくさんございます。しかし、これらの問題はどれ一つとして、独立して取り上げて解決できるものではありません。国連の2004年の報告でも、一番の問題は貧困・格差であると指摘されました。そこから派生することが最終的には紛争につながり、テロにつながり、国際暴力につながっていく。そして環境の破壊にもつながっていくという認識です。

これを解決するために、世界各国、地域が本当に手を携えて、地球の将来を考えていかなければならない。そのためには、国だけには任せておけない。国（パブリック）と、日弁連などプライベートなNGO、それに大学といったパブリック・インタレストを考える団体が相互に手をつないで、パートナーシップを持って協力するということです。一部ではPPPといいますが、Public, Private, Partnership。そういうことで、すべての関係者が同じ仲間、人間としての手を携えて、問題を解決していかなければならない。それが国としてのイニシアティブになるということを感じます。

今日は、ネパールからおいでになったシュレスタ最高裁判事、また、ティマルセナ事務局長から、今直面している国内の重大問題を乗り越えて、建国のためにこれから働いていきたいという思い、法の支配、法によるガバナンスを確立するために、自分たちの国はこれから一生懸命やるのだという熱のこもった御意見がありました。

韓国においては、今韓国の持てる力をいろいろな形でアジア全般にわたって展開しておりますが、日本の法整備支援の過去十数年間の経験にも目を向けていただいていることが分かりました。しかし、私は、ある面では理念において、日本は超えられたというまでの印象を持ちました。そして、その根本には、国の価値、国際的に占めるブランドをこれから発揮していこうという国を挙げての計画の中に、法整備支援ということを明確に意識しているということが表明されました。私は素晴らしい国だと思います。

先ほどの神戸大学の四本先生の御指摘にもありましたように、日本と韓国、中国、そして関心ある国々はすべて、同じようなグローバリゼーションの利益を共有できるよう、共に手を携えていこうという一面がこの法整備支援の中に現れているように思います。今この法整備支援に参加してくれている若い法律家の方々、それに関連する様々な技術を持った方々が協力し合い、そこで働くことの喜び、あるいは生きがいを感じておられる。そのように思いますし、現在、各地の法科大学院を始め、国際間協調を扱う様々な大学に集まっている若い学生の皆さんが、こういう方面に大変大きな関心を持ってくださっていると感じています。

しかし、道は平たんではありません。日本だけ見ても、この問題をもっともっと真剣に、ビジョンを提示してもらえるように、国に対して働きかけていかなければなりません。そして、それは日本だけの利益を守るためにやるということではなくて、この地域、地球全体を守るために何をしていったらいいのかというビジョンを描けるものとして、この問題を取り上げていくということが必要ではないかと思えます。

あいさつには長くなりましたが、今日ネパールからも素晴らしいメッセージと夢を語っていただきました。韓国からも、隣国として日本と一緒に手を携えていきたい、いこうではないかという熱のある働きかけを私は感じました。この問題、なかなか難しいこと

も具体的にはありますが、これからも手を携えてやっていきたいと思えます。JICAの皆様方、またこの計画段階からいろいろ御苦勞をいただきました法務省の皆さんにも心から感謝を申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会（宮崎）】 原田理事長，ありがとうございました。最後に法務省大臣官房，佐々木聖子参事官より閉会の辞を述べさせていただきます。佐々木参事官，よろしくお願ひします。



【佐々木】 法務省大臣官房の佐々木です。今日の法整備支援連絡会の閉会に当たって、ごあいさつを申し上げます。今回で11回目を重ねました法整備支援連絡会ですが、今年もまた様々な方面、様々な立場の方々から、貴重な御意見を頂戴することができました。法整備支援を推進している法務省としても、大変うれしく思うとともに、正にこうした機会、この開発途上国に対する法整備支援という事業が、一つの省、あるいは一つの機関だけで行うことは到底できないものであって、関係各方面の横断的な連携、協力が必要であり、そして強力な体制で進めていかなければいけないということを改めて感じている次第です。

さて、先ほど鮎京先生と原田先生からお話がありました、国としての法整備支援の在り方について、海外経済協力会議がまとめた基本方針があります。若干御紹介しますと、この海外経済協力会議については、新政権においても引き続き同様の形で活動していくということが決まっているので、この法整備支援に対する重要性の認識についても引き続き政府として共有していくことになると思ひます。

ただ、先ほど原田先生から、ビジョンとしては不十分だというお話もありましたし、方針は方針でまず打ち出すとして、具体的な中身をどのように充実させていくかということが重要ですので、またこれについても法務省として内閣官房、関係省庁と協議を重ねていくことにしたいと思ひています。

その基本方針の中でも、オールジャパンでこの法整備支援を進めていくことが大事とうたわれていますが、実はオールジャパンで行っていけばそれでよいというものではありません。今日の討議の中でも多くの御示唆をいただきましたが、こうした国内のオールジャパンの体制に加えて、国際的な協調、同様の支援を同じ発展途上国に展開しているほかの国々との協力、あるいはNGOの方々との協力ということが、大変大事だという思いを新たにしました。

被支援国の要望、考え方、これを最大限に尊重しつつ、それを基本として、しかるべくドナー間の協調を図っていくことが、今後、法制度整備支援の内容が、高度化、あるいは複雑化するにつけても、ますます重要なことになっていくことを勉強させていただきました。法務省としても、今後このようなドナー間協調をどのように推し進めていくべきか、また皆様方の御指導、御示唆をいただきながら検討を続けたいと考えております。

さて、もう一つの大きな課題でした人材育成の問題ですが、これは実際に人材を送り出す法務省としても、喫緊の課題となっています。基本的に、法律学者、法曹、あるいは法律専門職という人材が中心になるかと思ひますが、これもやはりそれだけでは十分というわけではありません。更に様々な知識・能力を要求される場面が多々あります。そうした人材を育

てる理想的な環境というのは、今までのところ残念ながら整っているわけではありませんが、今日、特に一つ目のパネルでいろいろな御紹介がありましたように、法務省としても、特に若い方々にまずこうした事業を知っていただく、そして関心を持っていただくということを通じて、いわば人材のすそ野が広がるような努力をしているところです。幸い若い方たちの関心も徐々に高まりつつあるという話を耳にしてくれしく思っていますが、まだまだ途上でして、正にこの支援活動に携わる即戦力を育成するような活動を推し進めてまいりたいと思っています。

さて、今回の連絡会ですが、ただ今申し上げました二つの重要課題について、今後、法制度整備支援をより積極的に推し進めようとしておられる韓国から、金法制研究院長においでいただいて韓国の視点からのお話いただきました。また、ネパールからシュレスタ最高裁判所判事に御参加いただいて、いわば支援のユーザーのお立場から、大変貴重な御意見をいただきました。その上で、二つのパネル、そして会場の皆様からも大変示唆に富む御意見をいただいて、非常に内容の濃い討議ができたものと思います。今日の会議の内容、皆様方の御意見を持ち帰らせていただいて、今後の私たちの取組にいかしていきたいと思っています。

最後になりましたが、遠路、外国より大阪までお越しいただいた韓国法制研究院の金院長、崔先生、鄭先生。ネパール最高裁判所のシュレスタ判事、ティマルセナ事務総長、ブトワール高等裁判所のシュレスタ判事。そして、今日の会議に際して御協力をいただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターを始め、今日御参加いただいた大阪会場、東京会場の皆様に、改めて心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも法制度整備支援活動に一層の御支援・御協力を賜りますようお願いをいたしまして、本日の法整備支援連絡会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

【司会（宮崎）】 佐々木参事官、ありがとうございました。これをもちまして、第11回法整備支援連絡会を終了とさせていただきます。なお、次回の第12回法整備支援連絡会は来年1月21日（金）に開催する予定です。皆様、お忙しいこととは存じますが、来年度も是非御出席いただきますようお願い申し上げます。

ここで東京会場との中継は終了させていただきます。東京会場の皆様、本日は長時間にわたりどうもありがとうございました。（拍手）



大阪会場の様子



成果物の展示状況（大阪）